

令和元年蘭越町議会第3回定例会会議録

○開会及び閉会

令和元年9月17日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 5時12分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 10名）	1番	金安 英照	2番	田村 陽子
	3番	永井 浩	5番	向山 博
	6番	難波 修二	7番	赤石 勝子
	8番	中島 溢子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（ なし）

○会議録署名議員

1番 金安 英照 10番 熊谷 雅幸

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育委員会次長	田縁 幸哉	会計管理者	小木 利夫
総務課参事	渡辺 貢	農業委員会事務局長	木村 恭史
建設課主任技師	中村 伸宏	蘭越町代表監査委員	坪田 和昭

○服務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第4	一般質問	熊谷 雅幸 難波 修二 中島 溢子 柳谷 要 田村 陽子 向山 博 赤石 勝子
日程第5	議案第1号	土地開発公社の解散について
日程第6	議案第2号	蘭越町森林環境譲与税基金条例
日程第7	議案第3号	蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例
	議案第4号	蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第5号	蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第6号	蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第7号	工事請負契約の締結について（統合診療所建設地中熱設備工事）
日程第12	議案第8号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（御成橋橋梁補修工事）
日程第13	議案第9号	令和元年度蘭越町一般会計補正予算（第5号）
日程第14	議案第10号	令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第11号	令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 1 6	議案第 1 2号	令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7	認定第 1 号	平成 3 0 年度蘭越町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 2 号	平成 3 0 年度蘭越町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 3 号	平成 3 0 年度後志公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 4 号	平成 3 0 年度蘭越町地域振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 5 号	平成 3 0 年度蘭越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 6 号	平成 3 0 年度蘭越町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 7 号	平成 3 0 年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 8 号	平成 3 0 年度蘭越町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 9 号	平成 3 0 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 1 0 号	平成 3 0 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 1 1 号	平成 3 0 年度蘭越町特産品開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	陳情第 1 号	「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」提出についての陳情書
日程第 1 9	意見書案第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 2 0	報告第 1 号	健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 2 1	報告第 2 号	所管事務調査の中間報告について （総務文教常任委員会）

日程第２２	報告第３号	所管事務調査の中間報告について (経済建設常任委員会)
日程第２３	報告第４号	例月出納検査結果報告
日程第２４	承認第１号	閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会)

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は１０名であります。

これより、令和元年第３回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

令和元年第２回定例後の諸般の報告及び説明出席者につきまして
はお手元に配布しておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１１８条により、１０番熊谷議員、
１番金安議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第２、会期の決定を議題といたします。議
会運営委員長からお諮り願います。 「７番、赤石議員」

○７番（赤石勝子） 令和元年第３回蘭越町議会定例会の開会にあ
たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から１９日までの３日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時には、
閉会することといたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行
いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願
いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からのお諮りのとおり、本定例会の会
期は本日から１９日までの３日間といたしたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時には、
閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は３日間とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第３、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明をお願いします。 「金町長」

○町長（金秀行） おはようございます。

第３回蘭越町議会定例会を招集いたしましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第４回蘭越町議会臨時会が開催されました８月２７日以降の行政報告については、お手元に資料として御配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について口頭で御報告申し上げます。

１ページ、８月２８日水曜日１８時３０分から、この日は、テレビ・新聞でおなじみの長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生をお招きし、蘭越町開基１２０年記念講演会を開催いたしました。

鎌田實氏の生い立ちから今日までの人生の振り返り、樹木希林さんなどとの交流を通じて得た体験談や、健康寿命を伸ばす「鎌田式健康体操」の実演など、人生１００年時代を前向きに捉えることができる、大変有意義なお話をいただきました。

講演会には、町内・町外から約３００名が集まり、うなずく姿や笑い声も聞かれるなど、終始和やかな雰囲気の中で終了いたしましたところでございます。

９月２日月曜日、８時３０分から、この日は、８月３１日で蘭越消防団長を退任されました坪田 和昭前消防団長に退任の辞令を、９月１日から蘭越消防団長に就任されました佐藤 信衛新団長に任命辞令を、羊蹄山ろく消防組合管理者に代わりまして、それぞれ交付させていただきました。

９月６日金曜日１３時００分から、この日は、敷島屋、中村社長外と面談し、新見温泉の今後の見通しについて、お話を伺ってまいりました。建物が崩れたままで、安全面が心配されておりましたが、新見本館、ホテル共に、９月から撤去作業に入り、１１月には、基礎は残しますが建物部分は全て撤去されるということでございます。

また、新たな施設の整備については、大規模となるため、もうしばらく時間をいただきたいとお話しされたところでございます。

同じく、１５時３０分から、ＨＢＣパーソナリティー斎藤 こそゑ氏と懇談いたしまして、蘭越町まちづくり応援大使の依頼をしたところでございます。

斎藤氏は、ラジオ、イベント等で全道的に活躍され、本町においてもファイターズ後援会、せせらぎ祭り等、イベントにも積極的に協力をいただいておりますので、今後も本町の魅力を発信していただきたいをお願いをし、快諾していただいたところでございます。

２ページ、９月１１日水曜日、８時４０分から、この日は、昆布小学校の１日防災学校の授業を参観しました。

この事業は、北海道が主催となり、道と町と学校が連携して、防災に関する教育の普及推進を図ることを目的に行われ、蘭越町では初めての開催となりますが、昆布小学校全児童３５名のほか教職員、道職員、消防職員等関係機関の出席のもと実施いたしましたところでございます。授業では、伊達消防署の所有する地震体験車両に乗車し震度３から７の地震を体験、さらに防災かるたや新聞紙スリッパの作成、車椅子を使った避難誘導、段ボールベッド体験等が行われ、児童は、防災について学ぶ授業を真剣に受講したところでございます。

９月１２日木曜日８時３０分から、この日は、総合運動公園におきまして、第１７回蘭越町営温泉湯の旅ゲートボール大会が開催されましたので、開会式で御挨拶申し上げております。

町内から３チーム２１名が参加し、皆さん楽しくゲームをされておりまして。試合の後、幽泉閣において昼食をとりながら表彰式が執り行われたところでございます。

次に、仮称曲子光男記念館整備に関する答申について、御報告申し上げます。

平成２９年１０月２３日、既存文化施設に併設した曲子光男記念館整備の具体的構想についての諮問に対しまして、令和元年９月１３日、仮称曲子光男記念館検討委員会の池田委員長、小澤副委員長が来庁し、答申をいただきました。

この答申は、計６回に渡る検討委員会を経て意見を取りまとめられたものでございまして、答申の内容としましては、町民のために活用し、後世に伝える活動を展開することに重点を置き、そのための収蔵環境を最小の経費で整えることが重要であるとの意見をいただいております。

具体的には、既存文化施設に併設した整備で諮問しておりましたが、山村開発センターの改修に併せて整備するなど、既存文化施設

に限定せずに作品を保管・活用するのに適した併設施設を選定すること。花一会図書館や町民センターは、用地スペースや建物の構造上、併設は困難であるなどの内容となっております。

また、保管スペースの確保について・活用方法について・既存施設への併設について・費用についての４点にわたり、意見が付された答申をいただいたところでございます。

答申に際して、池田委員長から、今後も町民の声を聞く機会を持ちながら、広く教育文化活動に活用してもらいたいとの要望もありました。

今後はこの答申内容に基づき、仮称曲子光男記念館の具体的構想の検討を進めたいと考えております。以上で、仮称曲子光男記念館整備に関する答申についての行政報告を終わります。

次に、主な農作物の生育・出荷状況について御報告申し上げます。

これまでの気象概況ですが、９月に入り最高気温、平均気温とも平年を上回る日が続き、降水も殆どなく、日照時間も平年を上回っている状況で、収穫期を迎え、農作業が順調に推移することを期待するところでございます。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、水稻は、穂数は平年並みで籾数もやや少ない状況で、不稔割合は平年並みとのことです。

収穫は８月３０日から始まっております。

馬鈴薯は、芋数は平年より多く、１個重量もやや大きいとのことでございます。

大豆は、生育は平年より３日早く、莢数は平年並みとのことでございます。

小豆は、生育は平年より１日早く、莢数は平年より少ないとのことでございます。

メロンは、本町分の受入数量は９月９日現在で２４，６２８箱で、前年同期と比較して８％の増となっております。

価格につきましては、各産地の出回り量が多く、厳しい販売環境となっておりましたが、お盆頃から各産地の出荷量も落ち着いたことから、道内、道外市場とも引き合いは強くなっており、中心規格秀５玉で３，５００円から４，０００円の販売環境となっております。

トマトは、良好な気象条件から７月２９日から８月５日まで日量２０トンを超えるピークを例年より半月早く迎えましたが、８月以降は１０トンから１４トン程度の受入量となっております。

９月４日現在の本町分の受入数量は約４５１トンで、前年同期と

比較して１１％の増となっております。

価格は、全国的に出荷量が増加し、非常に厳しい販売環境でしたが、お盆明け以降は出回り量の減少などにより、堅調に推移しているとのことでございます。以上で、主な農産物の生育・出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。

議案１号につきましては、蘭越町土地開発公社の解散を、公有地の拡大の推進に関する法律第２２条第１項の規定により議決をお願いするものでございます。

議案２号につきましては、蘭越町森林環境譲与税基金条例の制定について議決をお願いするものであります。

この条例は、国の森林環境譲与税が創設されたことにより、森林整備を目的とした交付金が市町村へ配分及び交付されることから、確実な事業執行と財源管理実施のために基金を設置するため、新たな条例の制定をお願いするものでございます。

議案３号につきましては、蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものであります。

この条例は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、旧氏による印鑑登録ができるようになるため、町条例につきましても所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第４号につきましては、蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第５号は、蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第６号は、蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、それぞれ議決をお願いするものでございます。

この条例は、北海道最低賃金の引上げに伴う月額報酬、日額賃金、時間額賃金の改定のため、町条例につきましても、所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第７号につきましては、統合診療所建設 地中熱設備工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

統合診療所建設地中熱設備工事は、９月５日午前９時００分から指名競争入札を執行し、金額２億９，８０７万８，０００円で、有我・長澤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社有我工業所、代表取締役、有我充人を契約の相手方として工事請負契約の締結をいた

したく、議決をお願いするものでございます。

議案第８号につきましては、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、議決をお願いするものでございます。

令和元年６月１７日に開催しました第２回蘭越町議会定例会におきまして、御成橋橋梁補修工事に係る工事請負契約の締結について、議決をいただいたところではありますが、設計内容の変更に伴い、先に議決いただきました契約金額を、増額いたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第９号につきましては、令和元年度蘭越町一般会計補正予算第５号でございますが、歳入歳出それぞれ２億８，８８２万円５，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費では、新蘭越町史追補版作成業務委託料７８９万８，０００円、町有地確定測量委託料４５０万円、土地購入費９２０万円、民間賃貸共同住宅建設促進事業１，７５７万円の追加、公共施設整備基金積立金２億円の追加など、合わせまして、２億５，５２６万円の追加。

民生費では、広域保育所入所負担金４９６万５，０００円の追加、蘭越ひばり幼稚園施設利用料等給付費３９６万円など合わせまして１，４７７万９，０００円の追加。

農林水産業費では、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金４７万５，０００円の追加、森林環境譲与税基金積立金１，２７７万２，０００円を合わせまして、１，３２４万７，０００円の追加。

商工費では、プレミアム付商品券事業費補助金６５０万円の追加。

教育費では、幼稚園就園奨励費２０３万円の減、町民センターらぶちゃんホール内壁塗装修理４１万８，０００円など、合わせまして、１０２万９，０００円の減となり、歳出総額２億８，８８２万５，０００円を追加するものでございます。

歳入につきましては、森林環境譲与税１，２７７万２，０００円、普通交付税６，９４６万５，０００円の追加、プレミアム付商品券事業費補助金円、前年度繰越金２億１，８５８万９，０００千円の追加、臨時財政対策債３，０５９万６，０００円の減など、合わせまして、歳入総額２億８，８８２万５，０００円を充当いたすものでございます。

議案第１０号につきましては、令和元年度地域振興事業特別会計補正予算第１号でございますが、歳入歳出それぞれ７６万８，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、郵便料 76 万 8,000 円を追加し、歳入につきましては、売店売上収入 76 万 8,000 円を追加するものでございます。

議案第 11 号につきましては、令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号でございますが、歳入歳出それぞれ 496 万 9,000 円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、消費税 137 万円、渡辺橋水管橋工事 46 万 7 千 500 円など、496 万 9,000 円を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金 36 万 9,000 円の追加と目名地区簡易水道整備事業債 460 万円を合わせまして 496 万 9,000 円を追加するものでございます。

議案第 12 号につきましては、令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第 2 号でございますが、歳入歳出それぞれ 47 万 8,000 円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、クレジットカード取扱手数料 40 万 3,000 円の追加など、47 万 8,000 円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金 47 万 8,000 円を追加するものでございます。

認定第 1 号から第 11 号につきましては、平成 30 年度蘭越町一般会計歳入歳出決算をはじめ、各特別会計の平成 30 年度歳入歳出決算につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、議会の認定に付するものでございます。

報告第 1 号は、健全化判断比率及び資金不足比率について、報告申し上げるものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成 30 年度決算に基づくそれぞれの比率について、監査委員の審査意見とともに、御報告申し上げるものでございます。なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及提案理由の大綱の説明」を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第 4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

１０番、熊谷議員、質問席へ着席願います。

○１０番（熊谷雅幸） はい、議長

○議長（富樫順悦） １０番熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） 私から２点、質問を出させていただきました。まず１点、蛍光灯器具生産終了について、蛍光灯をはじめとする照明器具は、一部を除き生産を終了するか終了予定であります。

水銀灯につきましては、２０２０年の水銀水俣条約の発効によって２０２０年には球の生産は終了し、輸入もできなくなります。

これらの情報はマスコミ等で大きく取り上げられておらず、対策の遅れが懸念されています。情報が一気に伝わった時点で全道・全国でのＬＥＤ化ラッシュが予想されますので、資材が手に入らない、工期が間に合わないなどという事態にならないように、来年度以降の対策を考えていかなければと考えますが、今後の対策を含めた対処方法についてお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の、蛍光灯器具生産終了についての御質問にお答えいたします。はじめに、町が管理する施設等の照明器具の現状ですが、役場庁舎をも含め、建設年度の古い建物の多くは蛍光灯を使用しておりまして、また、玄米バラ受施設ほか、数施設においては水銀灯使用している状況となっております。なお、道路灯、商店街街路灯、街路灯組合につきましては、順次計画的にＬＥＤ化を進めている状況にあります。照明器具の生産情報といたしましては、蛍光灯器具については生産は終了されましたが、蛍光ランプについては一部メーカーで生産が継続され、水銀灯については、ナトリウム灯やメタルハライド灯での対応が可能であると認識しているところでございます。しかしながら、省エネ対策及び老朽化により、安定器の不具合も見られる箇所もありますので、以前からＬＥＤ化への対策については検討するよう、担当課へ指示いたしているところでございます。

役場庁舎については、いくつかの業者から改修費用及び電気料の削減率の試算の提案をいただいております。また、近隣町村に先行して

施設全体をＬＥＤ化している自治体もございますので、情報を伺い参考としているところでございます。いずれにいたしましても、水銀灯及び蛍光灯の対策については早急な対策が必要であることは十分承知しておりますので、財政面も考慮しながら来年度以降計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） 町長から、積極的に早急な対応をしたいということでございますので、それほど心配はしておりませんが、とりあえず私の方の指摘事項を何点か言わせていただきます。

この情報は、なかなか伝わってこなかったということがあります。

一つ目に、マスコミが大きく取り上げられると一気に自治体からの補助金申請が集中するという懸念でございます。もう一点は大幅な省エネによってベースロード電源による原発とのあり方の問題点とかあるのかなと個人的には考えております。

今、町長おっしゃったように蛍光灯は当面生産されますので、なんとか凌いでいけるということでございますが、水銀灯を使っている街路灯、プール、体育館の調査も十分必要でないかと思います。

このような現実がありますので、もう一度防災拠点、使用頻度や電力消費の多い建物、そういうものについては計画的に取替えをしていかなければならないというふうに思いますので、その辺についてもう一度、検討を、どの程度まで検討をしていくのかということについてお伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の再質問にお答えいたしたいと思います。議員おっしゃったとおりですね、２０１３年に水銀に関する水俣条約、これ、国際条約が結ばれたということで、２０２０年の１２月３１日以降、水銀灯の製造、輸出が禁止されたと。で、東日本の大震災以降、政府としてはあかりみらい計画というのを閣議決定して、２０２０年を目標に国内全ての照明をＬＥＤ化するということを目指してると、そういう報道の中から、やはり今、議員の御質問にあったように、蛍光灯そのものがなくなるのではないかとというですね、

大きな新聞報道もあったり、大きな問題になったというふうに私も認識しております。そのような中で今、ランプはまだあるという部分もあります。私もＬＥＤ化への対応は推進していかなければならないということで御答弁をさせていただきました。今年度も実は、各商店街の街路灯、これをＬＥＤ化に変えていくための補助金、更にはらぶちゃんホールの、大きいホールありますね、あそこをＬＥＤ化に変えました。このような中で、約９７０万円程度、ＬＥＤ化の予算を措置して今年度実施しているというところでございます。

今後の部分ですが、実は私も、もう少し徐々に推進をしたかったという考えはあるんですが、実はブラックアウト、大きな関係もあって、防災対策というものを早急に進めていかなければならないという観点から、今年、役場の自家発電設備の事業に約３，７００万を議会に措置していただいて、今、役場の裏の方で工事が進めているという状況でございます。この自家発電装置をきちっとすると、役場の防災対策という部分の中で、まあ２日か３日かというそういう部分の中がきちんと電源が確保されるということもありますので、その分を先行させていただきながら、議員おっしゃった、ＬＥＤ化への対応については、街路灯とか各地域の商店街の部分については引き続き私は補助を通していきたいというのと、役場庁舎を含めた各公共施設、この分については重点的な部分、内部で十分協議してですね、まあいっぺんにはちょっとできないかなという部分も考えておりますので、財源的な事も見通しながら、年次的に検討してまいりたいというふうに、これは前向きに行っていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） 商店の街路灯につきましても、相当省エネになってるということで大変ありがたく思っております。

費用の件について、２、３、お話をさせていただきたく思っておりますけど、私は交換するのであれば一建物、一括方式がいいんじゃないかと思います。それは、少しずつ行くと目先の費用はかかりませんけど、毎年そういう工事が繰り返されてくという、非常に無駄な労力がかかるような気がしております。そこで、１０年の１２０回払いの長期リースというのを検討してほしいと。まあ御存知だと思いますけど。そして地元の自治体、地元の工事業者に発注してラン

ニングコストを抑えられるということが、すでに地元の近くの町村でもやっておりますので、例えば初期投資が5,000万かかると、これをリース形式にして、年間の電気料削減額約1,000万ずつ削減されて、5年で元をとれるというシミュレーションができておりますので、ぜひこの辺を考えて、前例がないわけではございませんので、初期投資抑えられますので、こういうのも検討、まあ今すぐにやりますやらないという話になりませんが、検討の土台にはあげてほしいなと思いますので、この辺についてはどうでしょう。

○議長（富樫順悦） 金町長。

町長（金秀行） 熊谷議員の質問にお答えいたします。

今言った10年のリース契約という部分については、実は業者から提案をいただいた部分もあります。ただ、その部分の中で、やはり初期投資がかなりかかる、長期的に考えればそれは電気料が削減されて最終的には黒字化されるというかたちなんです、当初の建設にかかる工事費というのが相当かかるというふうに考えております。近隣町村においても、その10年リースで行った所というのも聞いてまして、そこで庁舎の費用、委託で約1,400万、そして工事費用で1億2,000万というですね、そのぐらいがまずかかると。

それを、10年でリースをした場合に最終的にはそれがペイするということを伺っておりました。内部でですね、将来的にはそういう方法もいいかなというふうに考えておりますが、今早急に工事費をですね、捻出できるかという部分も、非常に財源的な部分もありますので、議員おっしゃってる部分は私共も十分理解しているところはありますので、そういうところ、さらには他の業者もLED化に向けての提案ということも頂いておりますので、内部で十分検討しながら進めてまいりたいなというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 一応最後になりますけど、球が大丈夫かどうか、防災拠点その他、十分確認をして下さい。当然やってると思いますけど。そして安易に、一体型というのもあるんです、これは後で使えなくなる可能性もありますので、十分慎重に調査をして、ど

ういうものを使えばいいか検討して欲しいと思います。

また、手元に影ができにくい無電極ランプというのも今、徐々に出てきています。いろんなものがあります。最初に飛びつくのがいいか、後でやるのがいいか、これは私たちもなかなかわからないところもあります。十分調査と確認、そして点検をして欲しいと思います。この点について、最後になりますけどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃってるとおり、実は昨年度後半にこういう事業をやってみないかというお話があってですね。それがある程度、時間的な部分もあったんですね、私も内部で検討した部分の中で断念したと。それは何かというと、初期投資等含めて、今その事が本当に長期的に考えて安全な器具なのか、そういうものも含めた中でもう少し内部でも時間をかけて検討した中で進めようということで、そのお話を頂いた部分も含めて、今年1年かけてもう少し検討しないかいうところで内部に指示した部分があります。

今、議員おっしゃった、私もどういう器具というのはわからない部分もありますが、業者の方にいろいろ説明も伺いながら、将来的にはLED化にすることによって、省電力という部分の中で電気料もかなり削減されるという部分も考えておりますので、その辺のところは十分前向きに捉えて検討してまいりたいと考えております。

御理解願います。

○議長（富樫順悦） それでは、2項目の質問に移ってください。
熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） はい。所有者不明土地の利用の円滑化等について、人口減少・高齢化の進展に伴う土地ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地も増加し、公共事業の推進に様々な場面において所有者特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっております。

しかし、令和元年6月1日に、「所有者不明土地法案」が全面施工されました。この事により一定の条件を満たすと、所有者不明土地、

一部建物を地域福利増進事業に一定期間使用できることになりました。また、「北海道所有者不明土地連携協議会」を設置して、蘭越町も加入しており、そこでお伺いします。

一つ、連携協議会での今までの進捗状況。2番、これから考えられる協議会や法律の活用の仕方。以上でございます

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の、所有者不明土地の利用の円滑化についての御質問にお答えします。

御質問1点目の連携協議会での今までの進捗状況についてございますが、平成30年11月19日付けで北海道開発局から連携協議会への参加・協力について事前に通知がございまして、今後の公共事業用地の取得等において、協議会からの支援をいただけるとのことでありましたので、本町も協議会への参加の意向を示させていただいたところでございます。

その後、法務省札幌法務局、国土交通省北海道開発局、地方公共団体、関係団体等により、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行を図ることを目的に、平成31年1月30日に北海道所有者不明土地連携協議会が設立されたところでございます。この協議会のこれまでの進捗状況については、事務局であります北海道開発局の担当者に確認したところ、令和元年8月に通常総会を開催しており、その際、法制度に関する講演会を開催したということでございます。

所有者不明土地法が施行されまして、まだ日が浅いこともあり、制度自体が各市町村に浸透していない状況であることから、各市町村へ所有者不明土地以外でも土地の取得にあたっての問題点や苦慮している点などのアンケート調査を実施し取りまとめを行っているとのことでございます。

今後の協議会としての活動については、情報提供を主な目的として、市町村の諸問題の問い合わせに、支援を行っていきたいということを確認したところでございます。

2点目の「これから考えられる協議会や法律の活用の仕方について」ですが、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、公共的事業を実施する場合、都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に使用権を設定することを可能にす

る「地域福利増進事業」が創設され令和元年 6 月より施行されております。

地域福利増進事業とは、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度であり、所有者不明土地で一定規模以上の建築物（20 平方メートル未満）がなく使用されていない土地が対象となります。

土地使用権の取得については、都道府県知事の裁定を受けることで最長で 10 年間、所有者不明土地を使用でき、関係者の同意を得れば期間の延長も可能で、地方公共団体だけではなく民間団体、NPO、自治会、町内会なども事業を行えることとなっております。

事業の手続き等に関しましては、使用したい土地の所有者を検索し、所有者が不明な場合、都道府県知事に申請を行います。都道府県知事が内容を確認したうえで、申請内容を 6 ヶ月間の公告・縦覧を行い、関係者の反対がない場合、都道府県知事が補償金額、使用期間等を裁定します。裁定で定められた補償金を供託し、使用権を取得し事業を実施できることとなります。

なお、裁定で定められた補償金については、不明の所有者等のための土地の賃料相当の金額を供託する必要があり、供託金は、使用期間終了後は返還されないこととなります。

本町においては、これまで施設整備を進める上で、所有者不明土地が存在して、事業がスムーズに行われなかったことはございませんが、議員ご指摘の通り、土地の所有意識の希薄化等により、例えば、親が死亡した後でも相続登記をしないケースも少なくない聞いておりますことから、所有者不明土地の増加が見込まれます。

今後は、事業を進めるうえで、この制度も有効であると考えますが、一方で、使用権が最長で 10 年で、関係者の同意が得られない、または所有者の判明時に、返還が求められた場合は、原状回復が必要なことから、施設等も限定されるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、所有者不明土地法が施行されたことにより、土地利用の幅が広がったと思いますので、制度を活用しながら、所有者不明土地があった場合には、関係法令等に基づいて、また、北海道所有者不明土地連携協議会の支援を得ながら事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） わかりました。蘭越町ではそれほど心配は
いないのかなという気がしております。８月の説明会という事で
ございますが、まだ始まったばかりでございますので、徐々にいろ
んなことが出てくるのかなと思います。全道で協議会には１０４市
町村が加入しております、蘭越町も加入していることについては
評価をさせて頂きたいなと思います。これから、どこでどういうふ
うに不明土地ができるかどうかわかりませんので、今後、協議会
での活動事例について、随時発表していくという話もありますし、ま
た積極的な講演会もどんどん行っていくという情報もありますので、
この辺の対応をぜひ町長主導で職員の派遣をしていってほしいと思
いますが、この辺についてどうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の再質問にお答えいたします。議員御
指摘のとおり、北海道開発局の事務局の担当の方に確認したところ、
この体制がまだ整ったばかりだということもあって、今後どのよう
に活用していくかということについて今、十分検討、御意見等も頂
きながら進めていきたいということでございます。

いずれにしても、所有者がわからない土地を地域へ役立つ土地へ
ということでございますので、私としても町がこれから、いろんな
公共事業で取得又は建設する場合において、こういう所有者が不明
の土地を有効活用すると、しなければならないということも予想さ
れますので、その時は十分、この協議会に入っておりますので、いろ
いろ協議会としても、いろんなパターンを、こういう場合にはこう
いうふうにするとか、作っているということも聞いております。職
員を十分講習会等にも参加させながら、有効活用できる、せっかく
協議会入っておりますので、そのような体制も含めて指示をしながら、
進めてまいりたいと考えております。御理解を願います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） わかりました。大体いいとこ話は決まって
まいりましたが、今回の法律で私が一つ注目したところはですね、
地方公共団体の長が北海道開発局長に派遣要請できると。なんらか

の時にこういう要請をできるんだという、こういうものをきちっと認識をしてですね、対応してほしいと思います。ぜひ、町長言ったように、職員の方もどんどん送り込んでいただけたらとか、いろいろ勉強会参加させてくれるという、いろんな積極的な話がありましたので期待をしておりますが、この辺を十分にもう１回、そういう派遣を含める中で情報を得て、十分に対応して欲しいなと思います。

この辺についてぜひ最後、お聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃってるとおり、私も制度的にはまだ勉強中でございますが、全部を把握しているわけではございませんが、十分、職員にもそういうのに参加させながら、町にとってやはりこれから、事業やる中でメリットという部分があると思いますので、十分その辺のところは講習会に参加させるということと、この概略を読んだところですね、１０年間という事と、さらにその部分によって、所有者が判明した時に原状復帰しなさいということになると、大型建物とか、なかなか難しい部分もあるなと、いうこともあるということも実は考えております。

ただ、これから事業をもう少し進める部分の中でおいたら、いろんな要件も出てくるかなと思っております。

いずれにしても、この制度ができた中で十分に有効活用するためには、職員もきちっと勉強させながら、この事業推進に向けて努力してまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって熊谷議員の質問を終わります。

次に、６番難波議員、質問席に着席願います。「６番、難波議員」

○６番（難波修二） はい。２点、お尋ねをいたします。

１点目、民間賃貸共同住宅建設促進事業について、現在、町内では、町の民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金を申請して３地区で事業が進められ、もう１件が予定されておりますが、それらの進捗状況等について質問いたします。

１点目、１３町内に建設された住宅は、住民の方々から町道除雪への影響について不安の声が多く寄せられています。これまでと違

う除雪方法になるのかなど、今後の方針をお聞かせ下さい。

また、要綱では、住宅１戸につき物置及び駐車スペースが確保されることとなっておりますが、これらはどうでしょうか。

２点目、事業者の建設計画内容について、あるいは建設に伴う除雪やじん芥収集業務などの取扱い、地域の町内会への加入奨励に関して、地元町内会への説明はなされているのでしょうか。

３点目、補助金交付要綱第３条第２項第３号には、法人が従業員等を入居させるための住宅建設は補助金の対象とならない旨の規定があります。農業法人等が、町外から従業員を確保したいが住宅不足で困窮しているとの声もありますが、要件の見直し検討はできないでしょうか。

４点目、このほかにも建設を計画されている事業者もあると側聞しておりますが、町としてこの事業によって建設される住宅戸数の上限、期間などの総量のある程度予定されているのでしょうか。

以上、４点について御質問いたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の、民間賃貸共同住宅建設促進事業についての御質問にお答えします。

１点目の１３町内における除雪についてでございますが、１３町内の民間賃貸共同住宅が建設された敷地は、民有地であったことから、町道の雪を堆雪する場所としては使用していないと除雪業者から聞いております。

しかし、住宅が建設されたことによりまして、近隣の方々が、今まで雪を寄せていた場所に押せなくなるなど、除雪作業に影響が出ることが懸念されますが、町道除雪については、雪の押方等、多少の変更があると思われませんが、委託業者と十分打ち合わせを行い、大きな影響がないよう進めてまいりたいと考えております。

なお、物置及び駐車スペースについては、道々側に物置が１０世帯分設置され、併せて駐車場２台分が確保されております。

また、残りの８台分の駐車場は建物と離れてはおりますが、ふれあい定住敷地の空いている区画を駐車場として貸してほしいとの申出がありましたので、蘭越町ふれあい定住住宅地貸付等審査委員会に諮りまして、十分検討したうえで、貸し付けをしており、８台分の駐車スペースが確保されていることを確認しております。

なお、駐車場については、ふれあい定住宅地の貸付申請があった場合には、契約を解除することを条件に貸し付けを行っておりますので、早急に駐車場用地の確保を図るよう町からも要請いたしているところでございます。

2点目の「建設計画内容、除雪や塵芥収集の取り扱い、町内会への加入奨励に関して、町内会へ説明はされているか」との御質問ですが、民間賃貸共同住宅建設促進事業の目的は、個人または法人が賃貸住宅を建設する場合において、建設費用の一部を補助する制度でございます。

町としては、生活するうえで必要な設備の設置や駐車スペース確保等、一定程度要件を付しておりますが、建設計画は、建て主である個人や法人が建設場所や建物の構造、工期等を計画しているものであり、町が個人の建築物について町内会へ説明をすることは難しいことではというふうに考えております。

なお、事業者においては、建設にあたり騒音問題や建設車両の出入りなどがありますので、近隣住民への説明等は行っていると伺っております。

また、建物周辺の除雪については、業者及び入所者が行うことが原則でございますが、苦情等があった場合は、業者で対応さらには指導を行っていただくよう考えているところでございます。

また、塵芥収集の取り扱いにおいても、収集日や分別方法等は転入手続きの際に住民係でパンフレットを配布しておりますが、既存のごみステーションで間に合わない場合は、担当課において、町内と打ち合わせして検討してまいりたいと考えます。近年、町内会へ加入しない方が増えてきている話も聞いておりますが、町から加入を強制できるものではないため、町内会から声をかけていただくなど、地域からの御協力もいただければと考えています。

3点目の農業法人等の従業員のための住宅が不足していることから要件の見直しを検討してはどうかでございますが、仮に従業員の入居等の規制を撤廃したとき、法人の従業員寮、社宅といった特定された方でなければ入居できない共同住宅になることが懸念され、当初の目的である、町民全体のための住環境整備とは主旨が異なると考えております。当面の間は要件の見直しは行わずに、現行のまま取り進めていきたいと考えているところでございます。

4点目の事業によって建設される住宅戸数の上限等についてですが、民間賃貸住宅建設は8月末に13町内において1棟10戸の民

間賃貸住宅が完成しており、今年度は、それを含め、6棟41戸の民間賃貸住宅の建設が予定されております。

民間賃貸住宅建設促進事業については、民間活力の導入による住環境整備を目指しておりまして、民間が市場調査等を行ったうえで建設計画を進めていくものと理解しておりますので、町の支援については財政状況を勘案しながら、当面は継続したいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 大体理解できた点もあるんですけど、ずっと早くからこの問題をどこかでは聞かなければならないなと温めてはいたんですけど、そんなことで質問内容と若干、現状とは異なっているところもあるんですけど、なにしろお聞きしたい点がたくさんありまして、質問事項が大変多くてちょっと恐縮しておりますけど、再質問させていただきます。

1点目の町道除雪のことですけど、13町内の住宅が建ち始めてから、どうなるんだろうということが非常に私のもとに、ほかの議員、同僚議員にもあると思うんですけど、非常に地域の方々が不安に思っているという声が多く寄せられました。

今の御答弁で、大体现状から大きく変わることはないという、そういうことだという事で説明がありました。私が聞いたのは、あの建物を建てる前はあそこはかなり一時堆積していたと。それができなくなるので、その降った雪をちょうどどういうふうにやっていくんだろうと、具体的な不安な声はたくさんあったんですね。それで今の答弁のように、それほど大きく変わることはないというふうに委託業者の方も言っているということでしたけど、そうであればそうであるようにお伝えするという事をぜひ進めていきたいなと思います。一般的に町民の方は、町道の除雪がどういうふうになされるかによって、それに合わせて個人の住宅まわりの除雪をやるというのが一般的だと思うんですよね。ですから今後どういうかたちになるかということには、非常に付近の方は注目していると、そういうふうに思いますので、そういうことを町内会の方にですね、こういうことですよという事をぜひお伝え頂ければ、親切な対応になるのかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、駐車場、私あの辺り見た時には物置がないなと思ったんですけど、最近できたということが私も承知しておりま

した。それで、そのほかに駐車場 2 台分確保したと、道道寄りのほうにですね、そういうことも承知をしておりました。答弁ありましたように、8 台分については、社協の裏にある栗の木の下、ふれあい定住の 1 戸分空いている所を貸付するという、そういうことも伺っておりました。今、答弁ありましたように、審査委員会の中で議論をして、そのうえで貸付をするという処置をしているということでございます。条例でも、分譲あるいは貸付ということになってますので、貸付についてはなんら問題ないことなんですけど、ただ、今もありましたように、相当数の事業申請者がいるという中で、その所だけ、まあ言ってみると町が困ってる業者に便宜をはからうと、そういうかたちになりはしないかというところが若干私は引かかるので、ぜひ今、答弁ありましたように、できるだけやっぱり事業者において、要綱にあるように、駐車場を確保しなさいと、その事を奨励しながら、確保できたら解除しますよと、本来のかたちに戻すことがやっぱり普通のあり方ではないかなというふうに思いますので、その駐車場の貸付についてはそういうかたちで、できるだけ業者の責任で駐車場を確保するという要綱にあるように進めていくことに努力をしていくべきではないかと、そういうふうに思います。

その際に、適地がないことはなんとなくわかるんですけど、聞いてるところでは当初、あそこにあったバス会社の土地を使いたいというけど、いろいろあって不調に終わったということもありますけど、その事業者が建てるアパートの近隣に適地がないかということについて、町も仲介ということは適切かどうかわかりませんが、適地があるかどうかについて対応してあげるということもぜひ御検討されることはいいのではないかと、そんなふうに考えております。

時間もあれですので、全部、一括して再質問いたします。

2 点目ですけど、私がいろいろ地域の方々から伺っていたことでは、やっぱり町が補助金を出す事業なんだからと、非常にやっぱり考えてるといえるのか、そのことを重要にとらえてるんですね。ですから今の答弁にあったように、業者が自らの調査をして建てるということで、それについては町は補助金を出すだけなんだということだけで、はたしていいのかとそういうことが気がかりでいます。

私は決して町が直接説明会を開いてということではなくてですね、町が関わるじん芥収集とかごみ箱の設置とか、その事の管理に関わることとか、それでアパートが建つことによってゴミ箱増設しなければならないとか、様々な町がやるべき説明事項があればそれはぜ

ひやっていくべきだということが一つです。

もう一つは、やっぱり町が補助金を出す以上は事業者がしっかり地域への説明をやってくださいよと、単に工事内容はこれですよと、これぐらいのものがここに建ちますよというだけではなくて、施設の入居者の方々がしっかりと地域に溶け込んで生活をしていく上での、むしろ逆に事業者が地域の方から協力をもらおうとそういう面もあると思うので、そういうやっぱり事業者からの地域に対する説明というのはしっかり町が主導していくという、そののところを、これかたもほかの地域においてもですね、続けていって欲しいと、その事に努力をしていって欲しいと。そうでなければ町は何百万１千万かの補助金を出すだけと。あとは事業者と地域の方と勝手にやってくださいという事では決してないだろうと、そういう風に感じますので、この２点目についてはぜひ、町の直接的ではないけれども町の関りというのをいうのをもっていかなければ、なかなか地域から信頼される事業建設あるいはアパート経営にはなっていないんじゃないかとそんなふうに思いますので、この点についてはぜひ今後とも努力をしていただきたいと思います。

３点目です。これはたまたま総務文教常任委員会で、これを所管事務調査で取り上げて行いました。総務文教常任委員会の中で非常に議論になった事項でございます。今答弁ありましたように、農業法人がやる従業員向けの住宅については、要件を取り払うと確かに従業員向けの住宅でしかなくなると。一般の方々が入居できない住宅になるという、そういうことがあると思います。ただ、農業法人の方の言い分というか要望もあると思うんですね。そういう声を聞いてる議員の方もおられるようですので、ぜひここはどういうような要望があって、どういうような見直しができるのかできないのかということにいついて、やっぱりもう少し中身を深めていってもいいんじゃないかと、こんなふうに思います。いきなり要件を見直すことになるのかどうかも含めてですね、改めて再考をしていく点は多いのではないかと思いますので、この点についてもう一度お尋ねいたします。

それから最後です。ここも非常に難しいことだとは思いますが、答弁にありましたように、建設しようとする事業者はしっかりとマーケティングリサーチをして、そのうえでここにこの規模のものを立てても十分ペイできると、あるいは経営を安定して行っていけるという前提でやっていくことだろうと思うんですけど、や

っぱり町として、この事業による総量はどの程度、これによって住環境整えるのかと、あるいは定住人口をいかにふやすのか、そういうことをやはり町としての考え方というのをある程度考えていくべきではないかなと。今、答弁で6棟あるということです。

後ほどの補正予算にも追加予算であがっていますので、総務文教の調査以降にまた増えたんだとそういうふうに思っております。

そういうことで、要望あがって要件クリアできたらどんどんいいですよと、言葉悪いですけど青天井でやっていくんですかと。そうではなくて一定程度の、このぐらいのところで事業の初期の目的は達成できるという総量を定めていくべきではないかと、そういうふうに感じたものですからこの質問をさせていただきました。

非常に多方面で大きな質問事項が多いんですけど、この4点について改めて再質問しますのでよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目の、除雪に関してでございます。これまでもですね、町内会の中心市街地の中では除雪ではいろんな部分での対応に苦慮しているところでございます。例えば、町道を除雪するというのが趣旨なんですけど、その前にまわりの雪を出すんですよ。ですからその中でどうしてもお時間もかかりたりとか。けども、業者にいろいろお願いをして、最低限度の、そういう部分の中で生活していく、雪というものを考えればなんとかその分も押して除雪をしていただきたいということでお願いをしている分であります。

この辺のところがやはり13町内の細い町道ですので、住民の方が除雪の部分で不安だという事が出てきたのかなと考えられるところでございます。この点については、町のほうでも業者、それから入札をいたしますが、その業者と十分打合せをしてですね、町道、通路、除雪に支障がないように努めたいというふうに考えているところでございます。除雪の問題、そういう部分についてもそれぞれ町政懇談会等含めていろいろ町のほうから情報提供、説明をしている部分もありますので、そういう部分含めて御説明したいなと考えているところでございます。

またあの、駐車場の確保の問題でございます。これについても、物置と駐車場というのはできる限り設置をしていただきたいという事

をお願いをしているところでございます。たまたま今回、実は早く建設という部分もあってですね、10棟というかたちになりました。そうすると駐車場ができないということで、町のふれあい定住の一部を貸してもらいたいということで、委員会で検討して貸すことといたしました。議員のおっしゃってるとおり、この辺については早急に業者の方で駐車場を確保して、そこから移すように努力をしていただきたいと伝えてるところでございます。

たまたま、同じこの業者でございますが、今建てたところから近くに、さらに建設を予定しております。その場所については駐車場が取れるということもありますので、今こちらの方の貸してる台数も含めて、出来上がり次第そちらの方に移していただきたいというふうに要請しているところでございますので、御理解願いたいと思います。

また、町が補助金を出すという観点から、きちっと町としても対応していただきたいということで議員がおっしゃってる部分は理解している部分もあります。じん芥収集、ゴミの問題、環境衛生含めて町民の方が不安となっている部分をですね、町の方できちっと周知をするというのは必要な部分だと思っております。どのような部分の中で、実はゴミもステーションがございますので、この部分の中で今回10戸が入った場合にですね、やはり足りなくなるとかいろんな要件も考えられますので、この辺のところは十分担当課の方でも検討をして、そして増やす場合は町内等も含めて周知をかけていきたいと考えております。

それと、農業生産法人の部分については、先ほど御答弁申し上げましたが、やはりこの賃貸住宅の趣旨というのは、町がこれまで住環境の整備をしていた部分について、これを民間の力を借りて、少しでもそういう、これまでかけてきた費用を少しでも削減したいという考え方から、私のほうで職員とともに検討しながら制度としてあげた部分でございます。当初なかなかなくて、非常に政策的な部分でどうだったかということもとられた部分がありましたが、非常に急激に今、倶知安やニセコの開発に伴って、急激に蘭越の方にこういうような事業がおしよせてきた、私もいっぺんにこれだけ来るというのは予想はしていない部分もありましたが、民間の活力の部分の中で、民間がこれだけ建てたとしても十分需要があるという部分の中で建てていただいて、そして蘭越に住所を移した中で通勤するというかたちは、移住定住対策、人口減少対策、そういう部分にも

つながっていくのではないかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私としてはこの制度についてはもう少しですね、今いろんな管内、羊蹄山ろくでも、首長、関係機関も含めて会合をするところがあるんですが、倶知安、ニセコ地域においては、非常に住宅があふれてですね、そして高額で、なかなか建てる場所もないという話も私は伺っております。ですからその分、周辺住宅、周辺地域に住宅建設をしていただいて、そして通うのは倶知安、ニセコの方に勤務する、まあこれが連携でないかと、そういうような団体の部分の中でおっしゃる方がいます、ですから経済がどこまでつながるかという部分もあるんですが、お話を伺ってる中で当面は、今の経済は活気は続くんじゃないかということは考えられますので、うちの方にもまだ、私は、建設したいというような部分が出てくるかなと。ただ、町の町有地をそういう方に提供するという部分まではまだ致しておりません。町として、移住定住対策等も含めて人口減少対策に町としてできる住環境の整備というものも必要でありますので、今後は民間の活力も活用して、さらには町としての住宅建設含めた中で検討していかなければならないと考えているところです。今回、この後、補正等によって実は公有地の取得というものもお願い、提案をあげている部分もありますので、難波議員がおっしゃってる将来の見通し、まあいっぺんにはこうだと答弁することはなかなか私も答弁しづらい部分はあるんですが、なんとかそういう民間活力、いろんな部分を活用して町が活気あふれるというか、いろんなものに経済が発生するというか、そういうような施策になればいいなと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

もし質問した部分で答弁漏れがございましたら、またいたしたいと思いますので御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 1番目の質問は、地域の方々の声を伺って、あるいは総務文教での議論を、こういう課題があるよということを質問させていただきました。で、後段、町長から答弁あった、これからのこと等については次の質問で議論しようというように思っておりますので、それについては後ほど質問をいたします。

ひとつはですね、今回、総務文教常任委員会でこの問題を取り上げようとした時に、これは建設課がやってる事業なんだというよう

に、総務課ではないというように、ちょっとこう事務局との間にいろいろあったんですね。私はそうではないんじゃないかと。

やっぱりこの要綱の目的にもあるように、一つは住環境の整備ということですけど、同時にやはり定住人口の増加を図るとい大きな目的、それから地域経済の活性化を図っていくんだという、そういう大きな目的があるわけですね。そういう目的に従って、この事業をこれからも拡大をしていくというような答弁でしたけど、そうであるならば、この事業による成果をどういうふうにこれから形作っていくかということは、これはやっぱり建設課だけの対応では済まないだろうというのが、私自身の認識です。

やっぱりこれに、今も問題にしているように、除雪の問題、除雪は建設ですけども、じん芥収集の問題、それから地域コミュニティの問題というか、そこに住む人がどういうふうにそこに溶け込んで生活を送っていただくかということを考えていかなければならないのが町の立場だろうということだとすると、これは建てて補助金払ってはい、終わりですよ、では決して済む問題ではないと、そういう認識をぜひしていただきたいなというふうに思います。

ひとつ、その農業法人の建てる住宅のことですけど、これについては現実に1件、そういうかたちが出てきていますので、ぜひ農業法人の方がどういう思いでやられるかというところを汲み取っていただく、そういう作業をぜひやっていただきたいなと。

やっぱり、こういうことをやってほしいという思いを一度聞いていただくべきではないかなと。それで、理解していただければ現状のままでいいんですけど、町としてやはり改めて検討すべき事項があれば、そういうものをふまえた要綱の見直しというのもやっていただくことがありがたいのではないかと思います。

あの、あんまり喋ると次の2点目の質問がかぶる部分がありますので、今、言いました2点についてお尋ねいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃってるとおりですね、この事業にもたらす効果、ただ住環境の整備だけではなく、定住対策、さらには地域のコミュニティ等に波及すると、私もそのとおりだと思っております。建てたことによって、移住者が入ってくる、町内も含めて入ってくる、その

ことによって、実は町内の商工業も含めた部分の中で、やはり人口が増えるということは経済の活性化に、私はつながるのではないかと考えているところです。

具体的にどうだっていうのは、これから入ってきた部分の中で、やはりいろんなことが出てくるのではないかというふうに思っております。議員がおっしゃった、その新しい人が入ってくることによって、既存に住んでる方とのつながりというか、それは町内会を形成していく部分の中では大切な事でございますので、その辺のところはただ建設課だけというかたちではなく、町の横断的な組織の中で、それぞれいろんな部分をお聞きした中で対応できればと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

また、農業生産法人の関係については、これまでも定住対策として、いろんな制度的な部分の中で支援をしてきた経過がございます。

これまでも新しく入ってきた方々に対して、相談を受けたときに、今は公営住宅という言葉の一つを使っておりますが、昔の教職員住宅とかですね、各地区にある空き住宅をそういう方々に提供してきたということもあります。で、現に、今もそこに住んでいらっしゃるという分もあります。ですから、町としては新しい農業者で入ってくる方々になんとか協力自体は、いろんな話を聞きながら、してきているつもりにあります。今、議員おっしゃった、この制度とはべつなんです、側面からはですね、そういう方々に対して支援をしているというふうな部分で考えておりますが、制度を拡大してというか、農業振興施策としてそういうようなことも含めてやるべきものなのか、人口対策としてやるべきものなのか、その辺のところは十分内部でも、こういうような予想もしなかった部分が徐々に出てきている部分もありますので、それに合わせて内部で対応しながら検討してまいりたいと思います。これは今すぐやるというところまではいきませんが、いろんな支援含めて十分検討してまいりたいと考えております。御理解を願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 冒頭言い忘れましたけど、私はこの事業そのものには賛成している立場なんですけど、より良いものにしていくためにはという、そういう状況を踏まえてですね、質問させていただいております。ぜひあの、これからもこの事業が全くなくなるこ

とが無いのだとすればですね、より良い形で内部でも十分検討して進めていただきたいと思います。1点目の質問を終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁はよろしいですかね。

○6番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） ここで10分間、休憩をいたします。
再開は11時30分とします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。難波議員、2項目めの質問に移ってください。
6番、難波議員。

○6番（難波修二） はい、それでは2点目。町内の不動産取引の現状について。今年に入ってから町内では、賃貸共同住宅やゲストハウス建設、事業所や店舗改修、個人住宅の売買など、経験したことのない様相を呈しております。そこで次の諸点について伺います。

新たに町内で生活される方と地域コミュニティとのかかわりは非常に大切です。個人情報保護の課題はありますが、新住民となられる方の情報をできる限り町内会へお知らせすることができないか、不動産購入者や事業者に要請するお考えはないか、所見を伺います。

ゲストハウスや事業所などは、運営に関して物品購入や飲食など町内の経済波及効果を見込める点も多いと思いますが、商工事業者等と対応について協議するお考えはないでしょうか。

特定の方が市街地で多くの不動産を購入しているようですが、商店街の行く末に不安の聲が広がっています。商工会等と早急に対策を講ずるべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、閉校した小学校など町の普通財産を使用して事業展開をするとの構想がありましたが、その後の経過について伺います。

以上4点、よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の、町内の不動産取引の現状についての御質問にお答えをいたします。1点目の地域コミュニティとの関

わりについてでございますが、新住民情報が町内会のコミュニティ活動を進める上で有効であることは十分理解できるところですが、本人以外の者に対して、行政から町内会等に対して情報提供することは非常に困難ではないかと思っております。ただし、現在、市街地の住宅等を購入している業者については、町に計画内容の説明があり次第、商工会等にも説明するよう要請いたしたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

2点目の、蘭越町に進出してきた事業者が物品購入や飲食店などで町内業者との取引が増えることで経済的効果もあると見込めるとのことではないかということでございますが、私も従来から機会あるごとに、町内での消費促進について、それらの業者はもちろん、出入りするイベントの主催者にも要請をしてきているところでございます。今後も、それら事業者が円滑に町内の業者と取引できるよう、役場でニーズを把握した際には、商工会と担当者連携会議などの場を通じて情報共有し、商機を生かしていけるような機会を増やしていきたいと考えております。また、既存事業者が、それらの機会を活かしていくために新たな設備投資をする場合には、町でも商工会と共同で支援していく枠組みを検討したいと考えております。

3点目の、特定の方が市街地で多くの不動産を購入していることから、商工会と対策を講ずるべきとのことですが、商工会では平成29年度から発達支援計画を策定し、各商店や事業者が現在抱えている問題を把握するためのアンケートを行ったほか、勉強会を開催するなど、相談、支援体制をとっているとお聞きしております。

また、普段から経営指導などを通じて、会員との意思疎通を行っているとも聞いております。

しかし、これらにつきましては、商工会の会員に限られております。これで御指摘の問題が解決するわけではないので、町としては、引き続きまちづくり全体の問題ととらえ、中心市街地をどうしていくか、平成15年6月に策定した「中心市街地活性化基本計画」等の見直や統合診療所建設を含めまして、商工会や事業者の意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

4点目になりますが、閉校した小学校などの事業展開の経過につきましては、6月3日議員協議会において説明後、地域への情報提供及び理解が必要ということから、7月29日、8月9日に名駒振興会へ、また、8月18日、御成地区連合町内会へ説明させていただいております。現時点で構想している事業内容は、フィッシュアン

ト名駒は、事務所やイベント会場の企画の場とし、旧名駒小学校は、新しい技術開発のビジネスキャンパス、研修の場として、旧御成小学校は、日本酒の醸造の場として活用できないか構想されているとのことです。現在は、地域からいただいた意見を整理し、また、より具体的な実効性のある計画や資金繰り等の資料の提出を事業者に求めています。今後も地域へ十分な説明を行いながら、議員の皆様にも説明をし、慎重に施設の貸与を判断していきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 1点目ですけど、確かに自由契約ですし、個人情報保護ということもありますし、町が直接町内会等にするということについては非常にできないこともありますし、難しいことも多いだろうと分かりながら聞いているんですけど、やっぱり町が直接という、私個人が言ってるのは、町が直接説明をするかということではなくて、先ほどのアパート経営をするという事業者、それから不動産購入者、まあ一人ではないと思いますけど、そういう町内に不動産を購入したよという方、特に町場ですけどね、そういう方がこちらでわかる場合にはその事業者なり購入者なり、こういうことを地域の方に提供してもいいですかと了解を得た上でお知らせするということを、しっかりとかたちとして作っていった方がいいんじゃないかと、そういう気が実はするわけです。やっぱり、誤った情報がですね、いろいろこう伝わったり、隣の家は売れて外国の人が来るみたいよ、とかですね、そういうことが非常にいろいろ聞くんですけど、そういうことについても町として静観しているだけではなくて、やれることはやっていくという体制を作っていくべきではないかとそういう風に思いましたので、ここについてはそういうお話を、質問をさせていただきました。

また、なぜ町内会にこだわるかということ、私も25年くらい町内会長やっておりますけど、私の町内にも独身者用の住宅を町で建てていただきました。本当にそこに住まわってる方は、顔も名前もわからないんですけど、いろいろやっぱりその、行政からの回覧板をどう回すかとかですね、ゴミ出しでいろんなことがあったりとか、そういうことが様々あるんですね。そういうことを一番大切にしていかなければならないのではないかと私自身は感ずるものですから、

ぜひここについては可能なことをしっかりとやっていくということについて町のほうの事務の取り進めについて検討していったほしいとそういうふうに思っております。

その事業者、不動産購入者、土地購入者に対して、そういうことを要請していくということをルール作っていくといえますか、そういうことについてもう一度お尋ねをしたいと思います。

2点目ですけど、これは、これもいろいろあると思うんですけど、まあ一般的に考えて、特定の人がたくさん物件を購入しているということをお聞きしてます、単純に考えて一人の人がそこで何をするのかと、まあ1件は住む家として、それ以外の所は何か事業をやるのかとかですね、よくわからないですね。やっぱりそういうことを、なんとかビジネスチャンスと捉えてやっていこうという動きがあってもいいのではないかと、そういうことを思うんですけど、そういうことについての取組みというのがさっぱり目に見えないというんですかね、そういうことにちょっと非常に不安というか、残念な気持ちがいっぱいなんですけど。その、例えば新しいゲストハウス、17町内にあります、撤去したようなんですけど、一部、そのゲストハウスの方ですとか、それからその今質問した民間のアパートについて、それを運営していく方が、町の商工業者の人にこういうことをお願いしたいとかこういうことをやってほしいとかいう向こう側の要望があると思うんですよ。それを受け付けるというか受け入れる体制というのが本当にあるんだろうかというのが、これ町でやろういうことではないですけど、私はそういう仕組みを作っていくために町がそこに関わっていくということが大事ではないかと思っているわけなんですけど、そういうことについて商工事業者への要請あるいはその商店とか、商工会でもいいですけど、なにかそういう動きをしているかと、動向についてもし把握していることがあれば、お聞かせいただきたいと。それがなければ、町がそういうことを積極的にやってはということを奨励、主導していくことが大事ではと感じましたので、この質問をさせていただきました。

3点目ですけど、これについては町長が今おっしゃったとおりなんですけど、やっぱり商店街活性化、あるいは統合診療所を建てていて、そこを核とした商店街の活性化というのも現に今はあるわけですね。そういうことと、もう一つはやっぱり現在策定している総合計画にも商店街振興というのは大きく関わると思うんですけど、そういうことについて商工会がどういうふうに捉えて、どういうこ

とを考えているかということについて、町として商工会にお尋ねをするべきではないかと思いますので、その点について、もう一度お尋ねします。

4点目です。なんか今、答弁で、フィッシュアンド名駒と名駒小学校と御成小学校、それぞれその構想を持っているということでした。

私、初めて聞くこともありましたが、聞く限りではものすごい、町内に、数の不動産を取得してると。どうしているのかと、個人攻撃するつもりは全くありませんけど、私どものような人間がそれだけの不動産をどう活用するのか、やっぱり御本人に一度お尋ねしてみるべきではないかなと思うんです。そういうことをやるべきだということと同時に、今のフィッシュアンド名駒、名駒小学校、御成小学校のでそういう構想を持っているということですけど、私は町長おっしゃったように、慎重に対応していくべきではないかと思っております。巧言令色鮮し仁、という言葉がありますけど、やはり巧みな言葉とか、見た目の華やかさというものには気をつけた方がいいよという故事ですけど、十分に計画を吟味すべきだと思います。町内で、様々な地域で不動産をたくさん購入している方が、それに加えて町の普通財産3ヶ所をそういうことで活用していきたいという構想をしているということですから、私自身は、失礼ですけど眉に唾をつけてかかることが必要ではないかと思っております。またその内容について、これはいけるぞということであればですね、それは町としての相応の支援、協力もあると思うんですけど、今のお話だけでは必ずしもどうなんだろうということは大変心配されます。4点目については、その町の普通財産を使う契約については、これは町の問題ですから、しっかりと中身を、その構想をどう具体的に構想していくんだということはいっぱい町としてしっかり対応していくべきだと、そういうふうに思いますので、その4点について再質問させていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員からの質問にお答えいたします。まあ1点目から3点目というのは非常に共通している部分があるのかなと考えているところでございます。前段の質問と重複する部分もございしますが、非常に町の中では、これまでにない、いろんな新しい事業等も含めて、町の中が動いているという現状にあります。一つ

は、民間の業者がアパートを建てながら新しい人が入ってくる、更には外国資本の方含めて、町内の空き店舗、そういうものを購入して、今、どこで誰が買ってどういうことをしていくのかということが、きちっと情報が確立されていない中でいろんな噂が飛び交っていますね、非常に町内含めて、実は私どももそうなんです、どういうふうになっているのかと不安に思っている、そういうような状況もございます。

そのような中で、まずアパート関係、そういう部分を含めて、私はまず業者が行政の方にきちっとどういう目的でどういうふうにするのかという計画を含めて提出をしてくださいという要請をしております。とくに中心市街地、町の中の部分についてはどういう計画、どこを買ってこれは何のために使う、実はそういう計画をだしてくださいというのはですね、先般、これまでいろんな憶測が飛んでおりますので、どういう実態にあるのかというのを外国資本の方々の日本人の役員の方が役場のほうにいらっしゃいましたので、わたしのほうからそれは伝えました。それで、その計画をきちっと出していただいて、私は個人とかそういう部分じゃなく、役場でもきちっと把握して、中心市街地は特に商工会のほうにそういう事業計画含めて説明をしていただきたいと要請をしました。そのことによって商工会でもいろんな商店の活性化を含めて、いろんな部分も要請できるだろうということも考えております。まあこの事を、いろんな大きなそういう部分もある場合は、私は議会の方にも説明をしてもらいたいなということも考えているところです。いずれにしても、今こういうような事業となっている部分をきちっと整理をして、町の方で把握することが大切かなということで、それを進めているところです。

それとアパート、そういう部分については町の中で大きく3ヶ所くらいで、本当に中心市街地の3ヶ所くらいでアパート建設が始まる、それと昆布ともう少し町の中から外れた所という部分ですので、その町の中の建設、今始まっているところもありますので、議員おっしゃってる部分も町内会というよりは商工会とか団体とかそういう部分の中で説明できるような、そういう体制をぜひとっていただきたいという話は、来た場合私として業者の方とかオーナーとかにはできるのではないかと考えているところでございます。

そのようなことで、町としては外国資本がいろいろ物件を買っているところをきちっと整理して、それをどういうふうな活用をして

いくかと、商工会等含めて説明できるような体制をとっているところでございます。

それと４点目の、今後の町の公共施設の在り方でございますが、これについては、私は名駒、それと旧御成小学校とフィッシュアンド名駒の活用について、民間活力を導入しながら、そういう中で地域の活性化が図られれば非常に素晴らしいなと考えております。

ただし、この部分についても相当慎重に、この計画がどういう計画で、採算も取れて地域の方々も含めて活用できるものなのかというのはかなり説明を聞いて時間を要していかないと、簡単に公共施設を貸し出すということにはならないと考えてます。

そういう意味で、計画があがってきて、既存の地域の意見も聞く、そしてそういう計画ができたならまた議会にも案としてこういうのがありますというのを説明も含めて実施することが可能かなと。

ですから、これを貸し出すという分の中では、業者の方としては急いでいる部分もありますが、内部の方で十分検討して、条件が整わなければそれは貸し出せないよということは伝えておりますので、答弁でも申し上げたとおり慎重にしていきたいと思っております。いずれにしても、難波議員おっしゃってる部分は私も非常に理解をしております。

今、これまでにない違う風というか、そういう部分も入ってきて、町としてはそれを、ある反面活かしていくような、定住対策も含めて商工業の発展に活かしていけるのであれば、十分活かしていきたいと考えております。外国資本とかそういう部分の中できちっと計画が出てきて、議会として話を聞きたいというかたちがあれば、私は業者のほうにも話をして、議会としてそのそういう場を持つとか、そういう部分については要請はできると思いますので、十分検討していただければというふうに考えております。

全体的な部分について答弁させていただきましたので、個々の部分について対応したか、ちょっと難波議員の再質問に答えられたかどうかということもでございますが、答弁とさせていただきたいと思っておりますので御理解を願いたいと思っております。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○６番（難波修二） ２点、質問をいたします。前段の部分ですけど、その町中で購入をしている相手方にしっかりとした中身を練っ

て提出をしてくださいということを伝えたということで、それについては理解をいたしました。やっぱりこの問題は、町中の大関心事であることは間違いないわけです。町中で会うと、どうなってるんだろうね、あそこも売れたらしいよ、そういう話が飛び交ってます。非常にそこは関心を持ってるということは間違いないことですけど、やっぱりそれだけ仮に自由契約で、どなたが買ったか町で捕捉することはできない部分あると思うんですけど、はっきりと名前をあげて誰々さんに売ったとそういうことがわかっているのであれば、こういうふうに町で今やられて相手に伝えたということについては、それは評価をしたいなというふうに思います。その中で、どういうふうに活用していくのか、ある 1 件は自分が住むということなのか、あるいはそれ以外は新しい商売をやるのか、どなたかに貸すのか、いろいろあると思うんですね、それを活用していくということについては。

そこを町も商工団体も、そこをしっかりと議論していくことはこれから努めなければならないところだと思いますので、ぜひそれについては作業を進めてもらいたいなと、そんなふうに思います。

それを各町内会にお知らせするという事までは私は言ってるつもりないんですけど、必要な場面についてはそういうこと伝えるということも大事だろうと、そういうふうに思います。例えば行政文書をどう配っていくのかとか、もろに町内会の仕事として関わってくることですね、そういうことについてはぜひ進めていってほしいなと思います。

それから後段の、町の普通財産を活用した構想ですけど、ぜひこれはこれまでの数々の構想を聞いてきた記憶がありますけど、現状はそういうことを本当にやっていくんですかということを詰めていく必要があるだろうなと思います。日本酒を作る、それはいい話だなと思いますけど、実現可能なんですかということはやはり考えていくべきだと思います。今朝、ニュースで見ましたら、サウジアラビアの油田爆発したのはドローンだそうです。ドローンの戦闘爆破機、無人の、ということでした。ドローンの技術講習するというのもどこまでどうやるのかということも大事だなと思います。そういうことを、単に夢物語じゃなくて、本当に町の財産を貸しうるような事業計画にできるのかということまでしっかり、相手方に伝えるということ、中身をしっかりと吟味していくということについてはぜひやっていただきたいなと思いますので、その 2 点について改めて伺い

たいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えいたします。本当に難波議員おっしゃってるとおり、中心市街地の中で、ここが買われた、そして一部手をかけたんだけどそこから一向に進んでない、どういうふうになっているんだということの不安が相当あることは私も承知をしている部分でございます。そういう部分がありましたので、私としては先週の木曜日にその方々が来ましたので、町としての考え方をお伝えしました。それは今購入した部分の中で、どこでどういうふうに購入して、それをどういうふうに活用したいかという計画を含めて出していただきたいということです。その部分からいくと、議員おっしゃってるとおり、町内の方々も不安を持っているという部分があります。特に、町民の代表でございます議員の皆さん方にも非常に関心があるんでないかというふうにも考えているところでございますので、その資料はどこまで提出できるかどうかという部分もありますが、その事は業者にも十分伝えながら、議会にも資料としてそういうものが提出できるかどうか、それも十分業者と詰めながら、その概略程度ですね、今こういうふうになっていると、できるかどうかは確認した部分の中で進められればと思っています。

いずれにしても町民の方々がそういう部分の中で、町の中心地が変わってしまうというその部分を少しでもこういうことでこういうことになるんだということを理解をされるというか、少しでも安心できるというかそういうような方向性に持っていけるように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

それと普通財産の部分についてです。これについても、どういう目的でどういうことを行うのかという計画を出してもらうことについては今行っているところです。ただし、それをやるための条件というのはあると思います。先ほど日本酒という部分もありました。

そういうふうになると、施設なり、水の問題とかいろんなそういう部分があると思います。それを業者として、どこまで検討した部分の中で計画を立てているのかということも、いまだそこまではきちっと私も承知していない部分があります。こういう計画があります、そしたら水の問題はどうするんですか、施設はどういうふうに

使うんですかなり、そういうものもきちっと町の立場としてクリアできて、そしてこれが町の人にも経済に発展するとか地域の活力に発展するとか、そういう部分というものが見込まれましたら、私は、公共施設ですから議会にもこういう方向が、計画があるということをきちっと説明した部分の中で進めていきたいとかんがえておりますので、この点については今すぐ早急にというわけではなく、少し時間をかけながら慎重に、ただ使っていない施設を有効活用してもらうことに関しては、私はそのことによって経済、いろんな部分の中で活力が湧くというかたちであれば進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 最後です。さっきの質問とこの2点目と非常にいろいろ考えてですね、お聞きしたい部分もあったし、ですから結果的になかなか質問がまとまらなかったんですけど、御答弁を考えるにも大変まとまらなかったなと大変恐縮をしておりますけど、私はその、今まさに蘭越町に、ニセコ・倶知安地域の不動産登記の矛先が向かってきてると。前兆ではなくそういう時代になってきたんだと、そういうふうに感じておりまして、そこについてどう対応していくかということこれからやっぱり町として考えていく、そういう時代になったんだと考えております。それだけに慎重な対応を取っていくべきだと思っているんですけど、先ほど御答弁にありましたように、じゃあ実情ふまえたこれからの蘭越のビジョンどう考えていくかということについては、やっぱり関係機関や先進町村の事例はやっぱり、指導助言をいただいて研究していくことはやっぱり大事だと思いますので、先ほど答弁ありましたとおり、ぜひそういうことについて道なり、倶知安・ニセコですね、どう対応していったかということについて十分協議をして取り進めていってほしいと思いますので、その点について、最後にお聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の質問にお答えいたします。実は今の状況というのは非常にですね、平成2年3年くらいにあったバブル

の、そういうような状況に来てるかな、土地をどんどん買って、あの時は３点セット、ホテルとスキー場とゴルフ場というかたちで蘭越の町内の開発がされた。それとちょっと違いますが、不動産の取得とかそういうものがどんどんどんどんなされていて、それに町がどう対応していくかということです。いずれにしても、ここに町民の方が住んでいて、安心安全に生活ができるということが一番大事な事だと思います。それと、移住定住、さらには各地域の活力、そういうものがだんだん薄れてきている部分の中で、そういうきちっとしたものを起爆剤としてやっていけることが、町の活力にも十分発展できるものだと思っております。これについては町行政だけではなく、先ほど議員からおっしゃった総合計画、そういう部分の中にも各審議員としては商工会長さんをはじめ様々な各関係機関の方々にも入っている部分もありますので、そういう現状等も含めて、今年作成している部分がございますので、そういう情報も入れながら十分意見を聞いて進めてまいりたいと。

やはりこれから、５年、１０年、２０年、３０年と蘭越をつくっていく、そういう部分の中では非常に今来てる波というのは一部、やはりきちっと対応することによって大きな部分にもなるのではないかと考えております。

慎重慎重にいきすぎて、後から前に行けなかったということもありますので、その辺は内部で十分検討して、職員共々、議員の皆様にも相談して進めてまいりたいということで御答弁とさせていただきます。

○議長（富樫順悦） これをもって難波議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。再開は１３時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。８番中島議員、質問席へ着席願います。

「８番、中島議員」

○８番（中島滋子） 私から２点についてお伺いいたします。

１点目でございます。蘭越高校のこれからについて、高校の将来についての検討委員会を設立されるとのことですが、今後の進め方についてお伺いいたします。

２点目でございます。今、全国的に取り組んでいるコミュニティ

スクールについて、本町も検討する考えはありませんか。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の、蘭越高校のこれからについての御質問にお答えいたします。

高校の将来についての検討委員会の設立については、令和元年第2回定例会において、永井議員からの道立蘭越高等学校の今後についての御質問に対し、私から入学者確保の大変厳しい中で、いつまで存続させていけるのかという現実も見据えて、蘭越高校の今後の方向性を見通しての検討も必要であり、来年度の入学者確保に全力で取り組みながら、並行して蘭越高校の今後の方向性について、「検討委員会」を立ち上げて議論してまいりたいと答弁いたしましたところであります。

検討委員会の進め方等についての御質問であります。検討委員会の設立については、今後の蘭越高校の方向性を考える重要な課題であり、検討委員会の構成員や資料収集について、現在作業を進めておりますが、今年10月下旬頃の設立に向けて、現在準備をしている段階でございます。検討委員会設立後、検討の内容を議会にも報告しながら、今後の方向性も含めて協議してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

2点目の、コミュニティスクールを本町も検討する考えはないかとのご質問ですが、議員ご承知のように、コミュニティスクールとは、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校のことでございます。平成30年4月1日現在、全国の小中学校では、全体の16.3パーセントにあたる4,757校が導入しており、後志管内では、小樽市の一部の学校、寿都町、ニセコ町など5市町村が導入していると同っております。

コミュニティスクールは、平成29年3月の法律の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されており、本町においてもコミュニティスクールの導入について検討してまいりたいと教育委員会より伺っております。具体的には、年内に教育委員が道内において先進的な活動をしている市町村への視察を予定おり、導入のメリット・デメリットをよく見極めて検討していきたいとの考えでございます。また、高校におけるコミュニティスクールについては、全国

では１０．７パーセントにあたる３８２校が導入されていますが、設置者が北海道教育委員会であることから、指定については道教委が指定することや、地域の高校については小中学校の指定も影響することから道教委とも十分に連携し進めなければならないと考えております。なお、当面は、蘭越高校の存続が大きな課題でございますので、今年度の入学者が六名であったことから、来年度募集停止にならないよう１０名以上の入学者確保に全力で取り組んでまいりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○８番（中島湓子） 今の説明でだいたい理解できましたけど、回覧板等などで町長は住民の声を聞きたいと申しておりましたので私は住民の一人としてこのコミュニティスクールのことについて意見を述べさせていただきました。まあ、コミュニティスクールスクールというのは、今、町長がおっしゃったように、学校と地域の連携を深めながら、学校運営に保護者や地域住民からも参加する仕組み、学校の運営、協議会で学校の運営方針や教職員の運営について意見を述べることができるようになっていようでございます。昨年４月、今町長がおっしゃったとおり、普通高校では３８２校が導入されていると伺っております。

今、国全体が動いてると思いますが、北海道もちょっと遅れているかなとそう思っております。廃校にするのか存続になるのか、二つに一つの判断でございますけど、本当に難しいことかと思っております。このコミュニティスクールというのは、もっともっと深めにもっともっとあれししたら、６人、１０人にならなくても、地域住民を巻き込んだ、そういうことでもって、学校は存続できるんだということを聞いておりましたけど、費用対効果も含めて判断するために検討委員会をぜひ深めていただきたいなとそういうふうに思っております。もう一度、１０月に設立を進めていく予定だと聞いておりましたので、もう一度お聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおりですね、まず蘭越高校のこれからについてと

ということで、まず私は存続させることに全力を尽くしてまいりたいというのは申し上げておけるとおりでございます。ただ、その存続という部分の中でも、少子高齢化によってこれからどこまで蘭越高校が存続できるかということも含めて、平行して今後の蘭越高校のあり方について検討委員会を設置をしながら進めてまいりたいという答弁をもうしあげたところでございます。この点については、現在教育委員会の方で検討委員会設立に向けて検討を進めているところでございます。

その中で、先ほど中島議員おっしゃったコミュニティスクールについては、小中学校については教育委員会として前向きに進めているということで、教育委員が全道の優良町村にいて視察をしながら、どういう進め方がいいのかということをしきりと勉強をして、町のほうにどういうかたちでもっていくかということを検討するという段階です。ただし高校については、道立高校については、これは道教委の管轄だということでございますので、この辺のところは道教委と十分に協議しなかったらと考えております。

先ほど議員おっしゃった、ちょっと私も勉強不足ですので、あくまでも道立高校としては地域キャンパス校の蘭越高校が道教委の緩和された部分の中で、10名をきるというふうになった場合は募集停止だということを言われておりますので、今議員おっしゃった、コミュニティスクールにしてそれが10名以下でも大丈夫だというのは、ちょっと私も勉強不足で答弁はできませんが、いずれにしてもこのコミュニティスクールの進め方については内部で十分検討しながら進めていきたいのと、まずは存続を目指していろんなところで努力してまいりたいと思いますので御理解願いたいと思います。

あと、補足については教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） 私の方からも御答弁させていただきます。ただ今、町長からも説明いたしましたとおり、今年度6名だったものですから、2年連続して入学者が10名を切るとですね、募集停止になるということですから来年度10名以上の入学者を確保しなければならない。そのために、現在全力で募集活動をしておりまして、大まかに言いますと、町長と私については中央児童相談所とかいろいろな児童相談所、また余市福祉会とか愛星学園とも面談をしたり

ですね、また高校の校長と私については私と、黒松内中学校だけではなくて二セコ、真狩、京極、留寿都、喜茂別、共和、岩内、岩内第一中学校とも訪問しておりまして、今後につきましても引き続き学校訪問続けたいと考えております。

また高校につきましては、さらに子供たちが蘭越高校にきていただきたいというお話をして、二セコ中学校や蘭越中学校で学校説明をしたり、母校での学校説明会をしているところでございますが、そのように来年度10名確保するために全力で取り組んでいるところであります。また一方、平行して高校の将来についての検討委員会設立につきましては、先ほどの町長の御説明のとおり、前回の永井議員の一般質問に対しまして今後の方向性について、存続ができなくなった場合のことも考えながら、今後、蘭越高校をどのように考えていったらよいのかということを考える検討委員会も設立しながら平行していきたいというふうに考えているところであります。また、今、議員がおっしゃったコミュニティスクールにつきましては、コミュニティスクールという制度があるんですけど、学校と地域が連携して地域の協力を得ながら学校運営をしていくというものになりますけど、これはコミュニティスクールになってもなくても、10名確保ということが大前提でございますので、そのようなことで現在取り組んでいるということで御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島湍子） 町長さんのお話も、教育長さんのお話もお聞きしたら存続という気持ちがあるということで、これからは住民も町民の皆様も巻き込んで、そして存続に向けて頑張ってもらいたいなと、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今の中島議員の御質問に対してでございますが、まず存続に向けて、春に「蘭越高校を地域と共に考える会」で現状を説明して、そして地域と共に考える会のリーフレットを全校に配布しております。これをもとに、議員がおっしゃったとおり、私も町民ももっとこういう現状と、もう少し何かすることによって、蘭越高

校が魅力ある高校に、ということもお話できる、そういう体制も必要だと考えております。

いずれにしても、その総会終わったからチラシを配りました、というだけではなく、できればまた秋に向けて町民の方々にもこういうかたちで募集活動を行っているというPRを含めながら存続に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） それでは、1 項目の中島議員の質問を終わります。2 項目の質問に移ってください。 「中島議員」

○8 番（中島 湍子） はい、2 点目でございます、補聴器の公費助成について。蘭越町では、高齢者で補聴器の必要な方がたくさんおられると聞いております。高齢者の中には、その経済的な負担が大きいことから、年金受給者も補聴器を買うことができるよう、公費助成を考えるべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金 秀行） 中島議員の、補聴器の公費助成についての御質問にお答えします。

現在、補聴器を含む補装具の公費助成については、身体障害者手帳保有者を対象としております。このうち補聴器については、聴覚障害認定者を対象としており、助成割合は、通常は基準額の9割、住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は基準額の10割としております。

次に、高齢者における補聴器の必要性について申し上げます。

加齢に伴う認知症については、特に高齢になるにつれて、人と会話をしたり、外へ出かけることが少なくなること、つまり「閉じこもり」が大きな要因といわれております。一般に、聴力が低下すると、人の話が聞こえにくくなり、会話が疎遠となり、「閉じこもり」を助長することと考えられ、認知症の予防、さらには社会活動を助長する観点から、高齢者の補聴器の必要性を感じております。

さて、補聴器を必要とする高齢者の中には、聴覚障害を認定されている方もいらっしゃると思いますので、まずは先ほど申し上げました助成制度を利用していただきたいと思います。

また、他方で、聴覚障害認定に至らないまでも補聴器を必要とす

るほどの機能低下が所見される方については、助成対象の拡大について検討してまいりたいと考えます。

その場合には、医師の診断による機能低下レベルにより対象基準を設けるとともに、所得区分に応じた助成割合の設定が必要ではないかと考えておりますので、内部で十分検討し取り進めてまいりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島湓子） 耳が遠くなるということは認知症になる傾向が強くなるというふうに言われております。今、町長がおっしゃったとおりだと思います。結果的に医療費の負担が増えると介護の負担につながると考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

○8番（中島湓子） 答弁いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、私もいろんな所の会合とか、そういうふうな所に出させていただいた時に、聴力が低下することによって人との会話を避けたり、「閉じこもり」というような部分が出てくるところは非常に私も感じているところでございます。その点については内部でも十分、担当の方と協議をしてですね、まず補聴器の購入にあたっては、その中で障害者総合支援法という部分の中で補助が受けられるということですから、そこでまず該当にならないかどうかということとを、きちっと役場の方含めて相談していただければありがたいと思っております。

先ほど答弁したとおり、そこでも該当にならない、けれども生活に不便があるという方に対して、どこまでそういう補助ができるのかということがございますが、その点については内部で十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

現在のところ、補聴器というと、数万から数十万までとかなりのの

規模があると思いますので、他町村の支援制度、そういうものも内部で検討しながら方向性を出していきたい、そういうふうに考えておりますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） これをもって中島議員の質問を終わります。

○議長（富樫順悦） 次に、９番柳谷議員、質問席へ着席願います。
「９番、柳谷議員」

○９番（柳谷要） 私からは二つの点についてそれぞれお尋ねしたいと思います。まず、幌別岳山系の目名川上流水系の土砂崩れについて伺います。近年、目視されただけで、数十ヶ所の土砂崩れが確認されております。黒松内低位帯の北側に位置するこの山系は、ブナの山地北限としても学術的に貴重な地位を占めております。

地域の人々によると夏でも少しの雨で沢水が濁ってサクラマスの影響を心配する声も聞かれます。関係方面への現地調査の要請と対策を求めるべきと思いますが、伺います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の、幌別岳山系の目名川水系上流の土砂崩れについての御質問にお答えします。

幌別岳山系は、蘭越町と寿都町の境界に位置し、また、清水・三笠地区の西側に位置する、標高８９２メートルの長い稜線で連なる山系でございます。

議員からの御質問を受け、担当職員に現地調査をさせたところ、議員、御指摘のとおり、山腹部分の複数の斜面で山肌が露出し、荒廃が進んでいること、また、山頂から山腹部分の所有は、北海道が管理する、道有林であることを確認いたしました。

担当職員から後志総合振興局森林室へ問い合わせたところ、道では、今年５月に現地へ出向き、ドローン等で現状を調査したようでございますが、山腹部分は砂地で全体が急勾配であり、荒廃の要因としては、雨水、融雪、雪崩等により斜面の土砂が崩落したものと認識しており、今後の状況を注視するとともに、具体的な対策の検討が必要であるとの解答を受けたところでございます。

また、この山系の下流には、幌別岳山系を源流にする、ツバメの沢

川、クスリの沢川、三之助川、貝殻沢川などの道や町が管理する河川がございますので、これらの河川付近には、道で指定する土砂災害警戒区域として基礎調査を終えている区域もあり、町としましても、土砂災害のおそれがある場合は、適切な警戒避難体制をとるなど、住民の生命を守る総合的な土砂災害対策を進めております。

議員御指摘のとおり、この上に位置する、幌別岳山系をこのまま放置しておく、サクラマスの遡上等の生態系への影響や環境破壊、また、集中豪雨の際には、下流に位置する町や道河川への影響も危惧されるところです。

いずれにいたしましても、人と自然が共生できる治山・防災対策が望ましいことであり、また、土砂災害等により人的被害や生態系への影響が考えられますので、まずは、治山・治水対策を含め、山林を所管している北海道へ対策を講じていただくよう、要望してまいりたいと考えております。併せて、地域住民の方々から情報提供をいただきながら、河川への被害については、北海道そして、町にて要望及び対策を講じてまいりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 実はこの質問を準備する段階でカメラで写真を撮っていただきまして、日常、我々目視することによって、事の重大さを気がつかないといけないわけですけど、山肌が大きく数十ヶ所にわたってえぐられているという状況は雪崩が主な原因と、まあ大水は近年ありませんので、このように認識しておりました。しかし、カメラの目で捉えた山肌はごま塩状に、胆振の地震の山肌が崩落した状況の小型版として、私はごま塩状のこの雪崩を捉えたわけです。御存知のように自然保護上も大変大事なことでございます。気づきが、私をはじめ、なぜ今まで話題にならなかったかというのが不思議でない気がするわけですけど、自然保護上はもとより、サクラマスの保護区域ということでございます。北海道では人工ふ化がサロマ湾含めて2ヶ所しかやっておりません。

目名川では世界で一番の捕獲量が記録されている、ほとんどが国際的には北半球で自然産卵によって確保されている、非常に重要な漁業資源であるということでございます。私がこれを議会で取り上げなければならないと、かられたものはなんであるかといいますと、昭和初期と戦後まもなくのダム建設、これは直近では昆布と、それ

から蘭越のダム建設、それから戦後まもなくの王子の発電所の建設、この後に極端に漁獲が減っていると。産卵が減っているという記録がございます。それから昭和36年と37年の大洪水、これの後数年にわたって捕獲量が激減してるというデータがあるんです。

それで、下流水域のツバメの沢、クスリの沢、赤ハゲの沢、三之助沢、貝殻沢、ほとんど私は流域に生活をしている皆さんに聞き取りをしたんですが、わずかな雨で川水が濁るようになったと。なんで上流で工事をやって泥水を寄越すのか、工夫が必要なんでないかと言ってみたけどその気配がないと。というのが共通した意見でございました。

大工事とならないまでも、全面禁漁にしてサクラマス資源を守らなければならない意義はどこにありますかといいますと、実は回遊魚ではあるけれど、稚魚の段階からその海に出るまでの間の1年間、10センチ前後のスモルト状態で目名川で生活すると。外敵から身を守るために自分の体を大きくする、そういう期間が必要だと。その間釣られてしまうことがないように、実は禁漁にしているということでございますね。全面禁漁、地域の人の協力と、それから河川監視含めて、道でもお金をかけてるということでございます。

それからもう一つ、ブナの北限についてでございます。

黒松内町は平地のブナの北限であるのに対して数十キロ北側に位置する山地の北限として、これは道の林務部の資料や北大の農学部の資料にも載っているということでもあります。

小径木も含めて数百本のブナの群生地がツバメの沢の奥の平地に群生してるということでございます。学術的にも非常に貴重なものであるということでございます。今、この幌別岳の北側の斜面を実は南側から俯瞰すると目名駅の前、それから北側から俯瞰するには町道の上里線、それから南東方面から俯瞰するには道道の逆川の付近、大谷の逆川の付近、これは双眼鏡及びカメラによってかなり詳細に見ることができるということがわかっています。

今必要なことは全面的な調査活動と、治山計画を道に立ててもらって、これらの資源を守りながら下流域の治水工事に役立てると思いますので。私が把握している記録については以上でございます。なお、どのくらいの雨でどのくらい濁るかというのは、本人の了解も得てますので名前をあげます。

高田勝美さん、彼はクスリの沢、今村末広さんもそうでした、それから向田正幸さんはツバメの沢でございます。赤ハゲ沢につきまし

ては今村政義さん、それか貝殻沢につきましては今野正さん、という方々に了解を得ていますので、町でも積極的に保護のためにその地ならしをしていただきたいというふうに思います。これらについてももう一回、町長からお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷委員の再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、この質問を受けて、すぐ担当者のほうに現地調査をさせました。

先ほど議員おっしゃったとおり、これが目名駅から見た写真です。

本当にこういうふうに崩れていると。で、これが道営の農免農道から撮った写真と。まあ私も確認した部分の中で、やはりこれ、山肌が非常に出て非常に危険な状態だなあという認識をしたところでございます。そのような部分の中で北海道のほうにこの事についてお聞きをして、道のほうでも5月に調査をしたと。非常に勾配が45度以上あって、ほとんど垂直な状況だということで、更には砂地だから、そこに植林をしてきちっと対応できるかどうかということが、非常に北海道としても今、検討しなければならないという回答をいただいたところでございます。ただし、私どもとしてはこのまま放っておくというわけにはいきませんので、きちっと北海道のほうとしてこの調査を含めて、対策をしてもらいたいと。いろんな部分の中でこれから町としての要望活動、そういう中に入れた部分の中で対応していきたいと考えております。これから秋のいろんな要望、さらには春の後志総合開発期成会、いろんな要望があります。その中にこの項目を入れた部分の中で対応していくということが最初に一番早くできることだと考えておりますので御理解をお願いします。

さらに状況については、今議員おっしゃったとおり、川が濁る、そういう部分については、もし本当に危険だという場合については応急的な、そういう対応も取ることができるのか、その辺のところは町河川については内部で検討しますし、道河川についてはそういう分も含めて道に要望していきたいというような対応を取りたいと考えております。御理解をお願いします。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○ 9 番（柳谷要）　じつは羊蹄山の治山工事、国の直轄でやっておりますね。開発局で。これは、真狩方面とか京極方面とか比較的急斜面の所を治山工事で崩落を防いでいるというが大々的にされていると。今回の程がいささかなものか私はわかりませんが、国がその気になれば予算も、道に応援して十分可能だと。褶曲（しゅうきょく）によってできた山ですので、貝殻沢の名前のとおり、ホタテの殻が洪水になると流れてくるのが貝殻沢でございます。

私は相当将来の話ですけど、学術的にこの山の価値というのは相当な意味で学術的に評価されるべきというのは来るんじゃないかと思っております。

私どもは大体的な治山工事をやってくれということではなくて、現状をどれだけきちんと把握できるかと。林野庁も含めて国の機関でヘリコプターを飛ばすなりなんなり、きちっとした調査を、将来の変象に耐えうる調査活動をすべきだと、いうふうにぜひとも町長、開発期成会を通じてでも説得していただきたいと。

突き当たるのは道の財政難ですよ、ありとあらゆる、この後の JR もそうですけど、財政難です。この財政難の中でもやらなければならないこととして、やっぱり目名川の現状を守るという運動を、町民運動として町長が常に頭の中に入れていただくということが大事ではないかと思えます。一言だけ。

○ 議長（富樫順悦）　金町長。

○ 町長（金秀行）　柳谷議員の再質問にお答えします。

非常にあの、蘭越町の町民の方が安心して安全に生活できる体制を取るというのは私は常日頃から申し述べてるとおりでございます。特に自然を大切にしながら町民の方を大切にしていくという中の一部分がこのようなかたちで脅かされるということについては、非常に町ですぐ対応できる部分だけの規模ではないという事ですので、これについてはきちっと、写真も撮りましたし、私も目視をしておりますので、現状をきちっと上の方に伝えながらですね、対応をとっていただく、そのために努力してまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思えます。

そういう中から町民の声とかそういうものも後押しをしていただければ非常にありがたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員の1項目の質問を終わります。
2項目の質問に移ってください。 「柳谷議員」

○9番（柳谷要） 次の質問を行います。

新幹線札幌延伸に伴う並行在来線対策協議会の議論と町長の立場についてお伺いしたいと思います。

行政報告にもありましたように、7月の対策協議会では、1延伸時の交通確保の手段の決定を前倒しにして早めるんだと。

それから2、その時期を早めるんだという結論で協議をしたとあります。改めてその詳細と確認事項への町長の所見を伺いたいと思います。

会議には、道の交通担当者が出席したようですが、鉄路の存否の経費についてどんな財政支援があるのか言及があったのか伺います。

また、国への支援、要請について道の見解が語られたかどうか伺いたいと思います。これは知事が変わって間もないので改めて伺いたいと思います。並行在来線の存廃は公共交通、とりわけ住民の日常の足を国や道、町がどう守るか鮮明でなければならないと思います。町長の所見を求めたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の、新幹線札幌延伸に伴う並行在来線対策協議会の議論と町長の立場についての御質問にお答えします。

7月22日に倶知安町で開催された「北海道新幹線並行在来線対策協議会、第6回ブロック会議」の内容につきましては、8月臨時会において御報告させていただいておりますので詳細については控えさせていただきますが、会議は主に、今後の協議の進め方について、2030年度予定の新幹線の札幌延伸時に、JR北海道から経営分離される並行在来線、函館線小樽から長万部について、具体的な検討をスタートすること、また、鉄路の存廃の判断を、延伸の5年前から前倒しを目指し、スピード感をもって取り組んでいくこと、さらに、沿線自治体の首長から様々な意見・要望が述べられたところでございます。

議員御質問の、鉄路の存否についての財政支援、また、国への支援・要請についての道の見解については、道の担当者からのこれらについての言及はございませんでしたが、これまでの、札幌開業の

五年前までに方向性を決定するという考え方にとらわれず、決定時期の前倒しを目指すことを沿線自治体と合意し、交通の手段や、国道と沿線自治体の役割分担、財源措置などを含め、今後、検討を進めていくというものでございました。

経営分離後の鉄道の存廃や地域交通のあり方については、この並行在来線を、存続する、廃止する、というのが、一つの大きな論点がありますが、5年、10年先ではなく、50年後の地域の公共交通のあり方を見据えての議論が必要と考えており、そこには、当然、膨大な町の財政負担が生じることも考えられます。

現在、協議会では、主に調査・研究を重ね、スピード感をもって論点を整理している途上にありますので、それが一定程度なされた後には、議員や町民の皆さんに、適宜情報を提供し、課題の共有を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、北海道が中心となって沿線自治体が一つになることが前提となりますが、私は、日常の町民の足を守る行政の長として、あらゆる可能性を探りながら、町の将来を見据えて議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 在来線の存続を願う住民の会のメンバーでもございますので、私は在来線を存続してほしいという立場での質問になりますので、公平さを欠かないように2、3の質問をしたいと思います。

まず、鉄道存続の意味についてですね、公共交通をどのように町長は捉えていらっしゃるか、そのことを第1点伺いたいと思います。

第2点、経済効率のみでバス展開をした場合、バスの路線は町村間のバスは町村で充実しておりますが、あ、町村内ですね、町村間の交通が、例えば今、南後志で二セコバスが黒松内間、寿都間を縮小、長万部間も縮小、なくしたのかな、それから島牧も路線廃止という状況ですね。で、行政は、消防組合など沿岸を一つの組合として活動しております。住民の足が経済圏も含めて、医療関係も含めて岩内に集中している状況が分断されるという状況が生まれてきているわけですね。これは北見方面でも同じ状況が、旧雄武町などでも、端野町などでも町の中は町村のバスが走っているけれども、町村間を結ぶ路線というのはなくなっている。つまり、当初はこの町村

間を結ぶ路線というのは確保しなければならない、利用者もある、ところが利用者が少なくて赤字経営になってくるとどんどん廃止されていくということですね。江差間、江差北見間を結ぶ路線というのは今ほとんどバスがない、自家用車しかないという状況になってるんですね。全道いたるところでそういう姿が見えてるということです。つまり、公共交通としての国の財政支援やそれから鉄路存続によるランニングコストを計算に入れた行政の役割は非常に大きいと私は思っております。で、280万人の青ナンバーの営業車ドライバーが今後不足するだろうというのは民間の調査機関の発表です。どんどん運転手がいなくなるという状況でございます。

私は鉄道の果たす役割について、今改めて考えていく必要があるのではないかと、それがまず第1点でございます。

それから次の、実は早めるとはいうのですが、バス転換を早めるのか、在来線を廃止する時期を早めるのか、まあ延伸を早めるという状況が生まれてきてるから、玉突き状態でそんな状況が生まれてくるんでしょうが、現在走って住民に使われている在来線がどういう状況か、私はほとんど安楽死状態を毎年加速させてる、そのためにどういう根拠が語られてるかということ、こま切れ状態にして長万部と目名までのその減らした路線の数でもって乗客数をはじき出してる、2016年長万部小樽間、乗らない住民の責任ではないですけど、乗らない路線を、便数を減らした状態で乗客数を出す、キロあたりの乗客密度を出すという、それを根拠にして、お客さんがいないのでこういうふうにしますということですね。それがまず二つ目。

それから倶知安駅の状況ですが、今、高規格道路が、工事乗り入れが始まります。それから新幹線の駅の工事が始まります。

それから在来線の乗り場の工事が始まります。で、在来線というのは3本あるんですね、ホームが。これを1本減らして2本にすると。

しかしこれ、高規格道路が入ってくると、高架の新幹線と既存の鉄道とバッティングしますよね。どういうふうにするのか、アンダーパスにするのか高架にするのか。町が分断されるという倶知安の住民の皆さんの声も聞いています。これ、なぜ私がそのことを言うかということ、乗り換えを固定化して、小樽から倶知安、倶知安から蘭越、蘭越から長万部、短距離で列車をつなぐダイヤ編成にどんどんなっていく、これでは列車の使命感が果たせるのか、どんどん経費を切り詰めて利用しづらくする、お客さんが減る、そしたらまたその人数を減らす、限りなく安楽死に近づける状況が生まれています。

それから蘭越を乗りやすくするにはどうするかと。私は跨線橋使わない方が一番いいというふうに思っています。上りも下りも駅側のホームを使うと。これは倶知安の駅でもボタンひとつ押せばできるんですよ。なぜそれをしないのか。

それから、もう一つ、目名はですね、朝６時５３分からお昼過ぎの１４時１２分まで今のところ列車がないんですね。小樽行き、札幌行きがない。これを、蘭越駅８時５１分の始発を目名まで行っていただいて、目名を始発にすると。そうすると往復で約２０分、時間使うだけです。そういうダイヤ編成をやる必要があるかと思っています。文書化したものの質問ではなく口頭での質問なので町長も答弁しづらいと思うんですが、検討していただきたいと思っています。

いずれにしても、バス転換は簡単ですけど、住民の足、実は十数年前に亡くなった私の母も、バスでもって厚生病院に通院しておりました。大丈夫かと思っていたんですが、国道の停留所でバスから顔面で転んだんですね。向かいの床屋さんに助けられて、２回ほどありました。列車の場合はそういうことないかと思います。

町内のバスの運転手さんは大変な苦勞を担っているんじゃないかと。高齢化社会に向かって、ますます私は列車の運行が住民本位になってるということに、私は最後町長に答弁を。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷委員の再質問にお答えをいたします。何点かお話をされたので、その分の中で全て答弁をできるかどうかという分はございますが、まず公共交通をどう考えているのかという部分でございます。

これについては、車運転社会と言われていますが、その中でも交通弱者という方々がいます。その方々のための交通の足を確保するというのは大切なことだと、それは進めていかなければならないというふうに町長としては考えているところでございます。

住民の足の確保、教育の部分とか、福祉の部分とか、様々な関連する弱者の方々がいますから、その方々のための交通、これが今はＪＲを使ったりですとか、バスとか、そういう公共交通として推進すべきだと考えているところでございます。

それと、議員がおっしゃってるＪＲの分がだんだん使いつらくな

ってるんじゃないかという分の中から、それがそもそもそういうことを理由に廃線というか、残さないような対策を取ってるんじゃないかと、全体を通してはそういうような御質問ではないかと考えております。

実際に倶知安駅、在来線が2本になると。それとダイヤの改正によって非常に不便になっていってると、これも事実の事だと思います。それと、蘭越の跨線橋を使わないでそれを1本にすればいいんでないかと、これも事実で、この辺のところは、首長として、倶知安の駅長なり、跨線橋じゃなく蘭越から倶知安に行くときはこちらの前からですね、乗るような方法ができないかというお話を、以前にも要請をしたことがあります。ダイヤ改正の中で非常にコンピュータ化されているものですから、このシステムを変える部分の中で数千万かかるんだと。ですからその要望は分かるんですけど、なかなかその現状をそういうようなかたちにすぐ取り組んでいけないというような回答は実はいただいたことがあります。

ただ私は、町民の足の確保という分の中では、ある程度新幹線の並行在来線もそうなんですが、当初開業5年前までに結論を出せばいいだろうというような考え方から、そうではなくて、住民の足の確保を守る方法としてそれは1町村だけではなく、この沿線自治体の組長、さらには関係機関がある程度一致した部分の条件の中で交通体系というものを決めていかなかったらならない部分があるので、スピード感を持って行うべきだろうと。そしてなるべく早く、その方向性を出すためには、いろんな資料も出しながら住民の皆さんに判断をしてもらうということが大切であろうということで、今、進めているところでございます。議員がおっしゃった町内の交通、これは各町村の部分の中で守ると。さらに町村間を今、JR、それがJRがいいのか、それに代わるものになるのか、それは最後は住民の皆さんと判断をしながら、沿線自治体の首長方で協議をしながら、JRさらには北海道、そこで進めてまいりたいと思いますが、その使い易さというのはどういうふうなかたちをしてですね、さらには議員おっしゃった、公共交通をどう思うか、これは住民の足をどう守っていくかというかたちになると思いますので、今の段階で道のほうではこういうふうにしますよとか、JRとしてこうしますよというところまでは出てないものですから、その資料を早急に、いま報道ではですね、いろんな維持費、これだけかかります、何かかかりますというかたちが出ていますが、そういうところも含めて今後どう

したら住民の足を守っていく方法が、こういうかたち、こういうかたちというのが出てきて、そこから皆さんの協議も含めて私は、町村の方向性も見つけていくべきではないかというふうに思っておりますので御理解願いたいと思います。あの、議員おっしゃったそれぞれの答弁の中、足りない部分あったかもしれませんが、私の考え方としては今後申し上げた部分の中で進めていきたいと考えております。御理解を願います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9 番（柳谷 要） 平成16年台の平成の大合併の交付金削減の大嵐の中で、給料の削減やカット、そのほかの状況というのは職員の生活設計狂わして、当時20億あった基金を600万円までの削減計画を立ててそして財政再建をはたしてきた、現在50億近い基金があるとしたって、私はそれは大半は職員の生活設計の犠牲によってやっぱりなされたというふうにとらえているんです。住民の補助金はあるべく減らさないように議会でも留意してきましたので、各種住民生活に及ぶようなそんな削減というのはあんまりなかったと。

そういうような状況で、例えばホームを変えて、中学校側のホームを駅側のホームに変えて乗りやすいようにしてくださいと、それが1,000万かかりますと。やればいいでしょう、私は、それは1,000万ぐらい大した金でないです。そのぐらいの度量があつて、むしろJRのほうが笑われますよ、そんな事言ったら。本当に1,000万かかるのか、誰のための線路なのということになるんですよね、私は。だからそれは貯金を使ったって住民は納得すると。

どうしても払わなければいけないものであれば。私そういう気概が私は町長にあるのかなのかということが問題だと思うんですよ。

それでこそ、安楽死状態を座して眺めるといふ、住民の首長としてのそういう姿勢が問われてくると思っています。

交渉事ですから、1,000万になるかどうか、分かりませんが、そういう気概をもって町長は交渉にあたってほしいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金 秀 行） 柳谷委員の再質問にお答えいたします。

並行在来線問題、私も存続できればその方がいいと今は考えており

ます。ただし、これは1町村だけの判断ではいけないということも御理解願います。

そのために、いろんな資料、現状、そういうものも皆さんに住民含めて提示しながら、やはり方向性としてこういうかたちの中で進める方がいいだろうと、それは最後私が判断して、議会の方に決定していただくというような方向かなと思っております。

ただ、そうなるまでには時間がまだ、1年以内に決めるとかそういうことではございませんので、私は今の協議会の中いろんな資料を出してくださいと。そして存続する場合にはこういうような方法、さらには違う方法、何パターンか出して、町民の方にも説明して、先ほど議員おっしゃった財政負担という部分も、これはやはり、組長、私としてはこれでいいと仮になっても、先ほど言ったとおり、沿線自治体の大きな問題ですから、そういう共通の中で地域交通というのは確保していかなかったらならないと考えておりますので、その辺のところ、議員も十分理解していただいている中での御質問と思っておりますので、今後出されたいろんな資料、そういうものは住民含めて議会の方にも報告しながらともに議論をしてですね、鉄道の在り方、その分については十分に協議をしてまいりたいと考えております。御理解を願います。

○議長（富樫順悦） これをもって、柳谷議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩に入ります。再開は、14時10分といたします。

○議長（富樫順悦） 揃いましたので、若干早いんですが再開いたします、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番田村議員、質問席へ着席願います。「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） はい、2番田村です。3項目、質問させていただきたいと思います。一つ目です。広域な蘭越町の公共交通のあり方は、移動手段を持たない子供から高齢者まで生活に密接している課題です。特に高齢ドライバーやその家族にとってスムーズな免許返納を促すためにもサポートの充実や対応策が急がれます。

町での5方面、週3回に増やした運行も、現利用者には概ね好評だと、先日、待合所や一緒に乗車してお聞きしましたが、免許返納の魅力やきっかけの促進にはなっていないのではと感じます。

先日の鎌田實先生のお話にあった、社会的フレイク、家から出ない交通弱者などを作らず、住民の体と心の健康づくりの面からも公共交通整備を根底から考え直す時期ではないでしょうか。

そこで３点、お聞きします。一つ目、回数を増やしたららんらん号運行の利用者数や満足度、課題等の検証をしておられますか。

二つ目、現行の運行で、免許返納を促す対応策になりうるとお考えですか。

三つ目、蘭越町周辺地域の子どもたちが習い事やスポーツ少年団委通えるよう、夕方子ども用のらんらん号を増便し、環境を作っ
てあげる必要があると思うので、お考えをお聞かせ下さい。

以上、三つお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の、広域な蘭越町での将来を見据えた交通体系のあり方についての御質問にお答えします。

本町の公共交通網については、平成１３年３月をもってニセコバス株式会社が蘭越線、港から蘭越を撤退したことから、４月から町が路線を継承し、町有バスとして運行しておりました。

その後、診療所などの医療機関への通院のため、５方面それぞれ週２回として運行しておりましたが、町民の利便性向上のため、昨年度、生活交通バスらんらん号として、５方面それぞれ週２回を週３回に増便し、運行体系を改めたところです。

１点目の、回数を増やしたららんらん号運行の利用者数や満足度、課題等の検証についての御質問ですが、まず、利用者数については、平成２９年度では９，５３９人、平成３０年度では１０，０７１人で、運行体系を改めたことにより微増ではありますが、約５．６％の増となっております。

また、課題等については、現状においては、診療所や市街への買い物などの利用に特化しているため、ＪＲなどで他町村への移動に連動しておらず、らんらん号からＪＲなどへのスムーズな接続が可能になれば、利用者の満足度も高まるのではと考えており、現在、内部で運行時間の前倒し等について協議しているところでございます。

増便後１年が経過し、今後、どのような方法が望ましいのか、利用者への満足度調査を含め検証し、可能な限り利用者の意向に沿った交通体系を検討していきたいと考えているところでございます。

2 点目の、現行の運行で、免許返納を促す対応策になりうるかとの御質問ですが、先ほども申し上げたとおり、町内外への移動につながる運行体系が整うことで免許返納への足掛かりになろうかと考えますが、その一方で、運転免許証の返納は、単に移動手段を失うにとどまらず、運転によって支えられている生活を失うことであり、当事者としては、とても深刻な問題でございます。

運転免許証の自主返納がクローズアップされる傾向にありますが、高齢ドライバーへの対応は、単に高齢者を自動車運転から遠ざける対策に傾注するだけではなく、正しい運転技術と必要な身体能力を身に付けていれば、車社会の恩恵を受け、豊かな暮らしにつながるという視点も必要と考えます。

そうした中であって、本町では、今年8月にラリーレースをしている団体と共催したところでございます。全道で初となるグッドドライバーレッスンを開催し、高齢ドライバーへ運転免許証の返納を促すのではなく、安全で快適な運転を心がけるために、気づきに重点を置いた取組を行ったところでございます。

本町においては、自動車に変わる移動をすべて公共交通で賄うことは、現状、困難でありますので、グッドドライバーレッスンにより高齢者ドライバーの安全運転と介護予防や認知症予防などにも繋がることを期待しているところでございます。

3 点目の、周辺地区の子ども達が習い事やスポーツ少年団に通えるよう、夕方の子ども用のらんらん号の増便についての御質問ですが、子どもたちの習い事等は大変重要なことだと思いますが、夜間までらんらん号を運行するには、勤務時間の増加など現在の運転手だけでは難しく、別な運転手の確保や更なる費用の増大などが予想されることから、十分な検討が必要と考えております。

現在、らんらん号の運行においては、利用者の利便性を図るため、停留所については、適宜利用者の相談に応じ変更を行い、また、高齢者等の利便性を図るため、可能な限り、途中乗車・下車について配慮している現状でございますが、現行の運行には課題も多くあります。

いずれにいたしましても、これらの課題や効果などの検証結果を踏まえ、内容の改善・維持等を検討してまいります。その一方で、天塩町では、稚内市までの移動交通手段として、同じ町民が運転する車に相乗りするプロジェクトが運用されており、車で移動する際に空いている席を共有することで、これまで移動できなかった場所へ行けるようになり、移動手段不足の解消を図る取り組みが行われ

ております。

こうした公共交通イコール行政という概念から地域住民同士の協力・支え、また、民間活力による取組がますます重要となってくると考えております。本町の実態に沿った公共交通整備も併せて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） ありがとうございます。まず一つずつですけれども、回数を増やして、少しずつですけど増えているということですが、先ほどの柳谷議員のＪＲの問題も含めまして、今、町長もおっしゃってましたように地域間の交通の便の不足いうのもとっても大切な事だと思っております。

で、昨年１２月定例会の時に、中島議員がデマンドバスの質問をされてまして、町長がデマンドバスの必要性も十分認識されていると、検討していくとおっしゃってますし、今あの、町長もおっしゃった天塩町、北海道の天塩町、全国的には京都府の丹後、京丹後市とか、７市町村で、大都市や、住民が自分がよその市町村に行くときに、空いているスペースを乗せていくというシステムを使ってという取り組みをやられてますよね。それっていうのはとってもとってもこの後志の地域で、ＪＲの問題も絡めましてすごく可能性のある取り組みじゃないかなと思っております。観光とか、町村同士の、あちらの町に行ってみようという観光とかの意味も含めて、蘭越町自体が率先して、後志の、全域の首長さんとかに、広域に話を提案していくこともいいのではないかなと思っております。

二つ目の免許返納の件ですけど今後、一つ質問させて下さい、広域の町村の、後志への働きかけというのは、まず積極的に現状を調べることからはじめていきませんか、という提案もしていただければなと思いますので、それについて一つですね。

それと高齢者の免許返納の二つ目ですけど、町長もおっしゃってましたけど、運転免許証というのは単純に返納するだけではなくて、本当、その人の生活自体が大きく変わる事だと思うんです。

らんらん号の運転手さんもおっしゃってましたけど、かなり高齢になってからまで運転されている方というのはすごくバスに対して抵抗感があるというか、自宅から今まで自分の好きな所に行ってきたものですから、そういう事にできるだけ、少しでも返納を早くしてバスでの移動に慣れた方がいいと思うんだよねという声も聴きま

した。私もそれはすごくもったもだと思いますし、ドライバーレッスンとか、もちろんそれも大事なんですけど、かなりぎりぎりまで運転されて返納されてバスへの転換ということの抵抗というか、そういうこともあるのではないかと考えております。

そこで提案ですけど、バスの中に、座ってる席にVRの、自分が運転しているような感覚になれるものを設置してみるとか、自分が運転している感覚になったりできるとか、それとか、ゴーカート場じゃないですけど、そこでは自分の思うように運転できますよと、イメージ的にはゴーカート場ですね、そういう所に行ける楽しみもある、そういう「楽しみ」の方法も提案してあげればいいんじゃないかと考えておりますので、そういう柔軟なソフトの面も考えていただければと考えております。

3点目の、子供たちのらんらん号なんですけど、周辺地域の子供たちは習い事をしたくても親はさせたくても、やはり夕方学校からスクールバスで帰ってきて、そのままお仕事の途中で連れて行ったり、そういうことってすごく難しいんですよ。それはもう何年も前から声もありますし、実際私も子育てしてる中でそういうふうに思いました。予算とかいろいろそういうこともあると思うんですが、子供たちのそういう可能性を見つけ出して、拾い出して、作ってあげる環境というのも町の仕事ではないかと考えております。

福祉の町だからとおっしゃって、高齢者が全て無料という考え方から脱しまして、低コストでの負担が若い世代や子供たちの交通手段を、サポートになるんだという喜びを感じることも生きがいになるのではないかと、そういう対策をとっていくのもこれから大事だと思いますので、その所3点お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の再質問にお答えをいたします。

3点の御質問でございますが、1点目の、地域間交通の便というかたちの中で、非常にデマンドバスも含めて検討してはというようなお話でございました。

非常に、らんらん号だけでは今の交通体系というのは賄いきれないものがあると。そして実は免許返納とかした場合も、自分が必要な時に自分が自由に活用できる、これどうしても人間の心理としてそういう部分があると思うんですよ。そういう中で予約制タクシ

ーとかデマンドバスとかそういう交通体系があると思うんですが、その辺のところは今、デマンドバスも、やった所、町村を聞きますと、いい部分もあるんですが、やはり予約が殺到して使い勝手が悪いというそういう話も実は聞いたことがあるんです。

ですから地域間の交通という分からいくとですね、私は、組長としてそういう話をしてほしいという御質問でしたので、実は今、3町のニセコ観光圏の中で問題となっているのは、地域内移動手段ですよ。そういう部分をきちっと観光圏の中でも進めていくべきだということは私もお話をしているところでございます。

それがいろんな観光の場所を巡回するだけでなく、少しでも地域間の交通体系の部分の中で役立っていけるとか、そういう部分も込めて3町でそういうことができないかとかそういう話をしている分でございますので、なかなか行政でいっぺんに交通弱者の部分を対策をとるとするのは難しい部分もあるんですが、らんらん号を1回増やした部分の中で少しは増えてきたと、利用者が増えてきたと。そしてそれをJR等にうまく接続することによって、利便性というものが改善されるだろうと。それと合わせて、行政だけではなかなかできない部分を、補完的に民間、そういう方々が行ってくれる、そういう事業がないかそういうことも併せてですね、タクシーはパブリックメンテナンスさんのほうにお願いしているという部分もあります。スクールバス、らんらん号は含めてメンテさんのほうに行っていていただいておりますので、増やすといっても、やはり運転手の問題とかいろんな問題もあってですね、一概にすぐできますというかたちにはなりませんけど、そういうような方向性含めて検討していきたいということは御理解願いたいと思っております。

それと、免許返納の手段として先ほど再質問で言ったそのバスの中とか、ゴーカートというものでございますが、私としては今、広い蘭越町の部分の中で免許返納、免許返納ということで皆さんがいろんな記事とかの部分の中で事故が起きたなりそういう中で、もうこれは返納しなければならない、家族含めてそういう思いになってる、だけれども免許返納するという方々からしたら、もう少しいろんな側面から違う事をすれば返納しなくても、ちょっとの期間はできるんじゃないかということで、私はグッドドライバーレッスンというのを、今年ですね、プロのドライバーの方が講師として、高齢者の方々が多く集まってもらって、そして運転するときになったら、確認をして、安全に運転できるのか、運転する時のストレッチ、運動

も含めて行いましょうと。そういうことをくりかえしていくことによって少しでも返納じゃなく延びていく、そういうようなことも必要ではないかなと思っております。返納対策については、ただ町がいろんな部分をやればというふうにも思いますが、これは限られた財源もあるので、なかなかいっぺんにはいかない部分もあるので、返納をさせる手段というよりも、返納を少し延ばす、そういうような手段を今やっと、今回やって、相当各町村にも影響があって、来年度に向けてもっと充実した内容にしていこうということで内部でも検討しているので、そういうかたちで今は進めていきたいと考えているところでございます。

また、子どもたちの可能性を伸ばすためにバス等を含めて運行してはという再質問でございました。私は、子育て支援含めて福祉の充実というのは必要だと思っておりますが、何回も言いますが、全部の事を行政が、いっぺんにできるかと言うとそれはできないと。そこを町民の皆さんにも理解してもらいながら補完的にいろんな部分で協力してもらおうということも大切かと思っております。実は目名にできたサッカー場ですが、当初はバスで送ってほしいとかそういうような要望もありました。ところが今は、そうやって地域の方々とか、スポーツ団とかそういう方々が真剣になって連携を取ってくれて、そしていろんな、議員も先般フラッグとかしていただきましたが、地域の中のそういう団体の協力によって、今は後志でも素晴らしいサッカー場だと評価をくれるようになりました。活用できるようになりました。そこは行政だけではなく、地域の皆の協力あってできるものだと私は考えておりますので、その辺のところはそしてたら何ができるんだということになると思いますが、現状は今のバスというものを増便しながら行うというのは運転手の問題も含めて今すぐ行うというのはこんなんな状況がある、そうするとタクシーとかデマンドバスとかいろんな方向、手段をどう考えていくかという部分になると思いますが、それを行うにも行政だけでできるものではないし、民間の力も必要だと考えておりますので、その辺はもう少しきちんと協議した部分の中で進めていかなければならないと思いますので、御理解下さい。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 町長のお考え、とってもわかりました。わたし

もそこは同感な所たくさんありますので、行政と住民ボランティアが一緒になってまちづくりをしていくという、本当に蘭越町の掲げているところ、交通の便に関しても町とやっていければと思っています。

免許返納の件に関しても、町長のそういうお考えはとてもわかりましたし。らんらん号の増便や、町民がもう少し利用しやすい、例えば運行のルートを図面にしてみたり、ちょっと時刻表の、ダーッとあれだけじゃちょっと見えづらいんじゃないかという部分もありますので、そういうところの改善なんかもお願いしたいと思います。

そこはできますでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今の御質問についてはですね、町政懇談会含めて、いろんな部分でお話を伺うことは可能ですし、担当のほうにもそういうお話をしていただければ内部で検討してできるところは速やかにやっていきたいと思いますので御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） それでは、田村議員の１項目の質問はこれで終わります。次の２項目の質問に移ってください。「はい、田村議員」

○２番（田村陽子） はい、２番田村です。二つ目の質問をさせていただきます。質問事項にあります、外国資本や民間資本との連携の模索についてお伺いいたします。

町内のあちこちで今話題であり、懸念されている外国資本の流入について、蘭越町の５０年後や１００年後を見据えた町づくりにプラスと考え、これを利用し、まちが抱える様々な課題を共に解決、発展させていくグローバルな、これグローバルとローカルを合わせた造語です、道があるのではないかと提案です。

民間売買に関して町が直接介入することはできないと思いますが、一定の方向性を伝えて、町民との間に立つのも行政の役目ではないでしょうか。そして未利用、もしくは活用しきれていない公共施設についても、外国資本や民間資本からの賃貸料収入も含めて、町にとって有効な選択かと考えるとともに、人口増加や雇用増なども見込まれると思っています。今後の方針をお聞かせ下さい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の外国資本や民間資本との連携の模索についての御質問にお答えいたします。

議員から御提案いただきました、グローバル、地球規模の視野でものを考えつつ、必要に応じて地域視点で行動することと認識しておりますが、そのことによって、課題を解決していくことは、外国資本に限らず、50年後、100年後を見据えたまちづくりには、有効であると私も考えます。

また、一方では、地域を重視し、今現在の生活や10年後、20年後の近い将来の生活を考えるの、身近なまちづくりもまた非常に重要であると考えるところでございます。

いただいた御提案も踏まえた中で、多角的に、まちづくりを進めていきたいと考えますので、御理解願いたいと思います。

さて、未利用施設や活用しきれていない公共施設の今後についてですが、新たな利用を目指すにあたっては、まずは、施設のある地域の理解が大切であり、不安や課題を整理し、地域の活性化につながるかどうか、十分な話し合いが必要であると考えております。

また、事業計画が継続性、安全性及び経済効果等、総合的に町のメリットになるのかどうかも慎重に検討して、議会の理解を得ながら、最終的に各施設の活用を決定させていただくという考え方でございます。これらの条件に合致すれば、外国資本でも民間資本でも検討したいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） ありがとうございます。午前中の難波議員の質問ともいろいろかぶるかももちろん思いながら私も聞いていたんですけど、まず不安を取り除くというのは私も、特に町がやらなければいけないことだというのは私も思っております。ですからまず、相手を知ることですよね、相手を、まあ持ってきてくれるのを待つのもあるんですけど、やはりこっちからも相手を知るというのも大事じゃないかと思っております。お互いを、相手を、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、利用させていただくという考え方も一つの大事な部分でないかと思っております。で、未利用のところ、特に3ヶ所、御成小学校と名駒小学校とフィッシュアンド名駒です

ね。今現実にかかっている金額なんかも考えますと、賃貸収入あって、例えばそこで新産業で導入されたら、やはり人口も増えますでしょうし、雇用も増える、そして魅力的な高校づくりのために子供たちに英語に協力してもらったり、コミュニケーション力にアップさせるのに参加してもらったり、そういうことが可能でないかなというのがあります。例えば町の課題の一つであります絵画、絵画を外国人の目に入るような所に飾ってもらって、外国の方が目にする機会が増えて、それを購入したいという可能性も出てくると思う、いろんな明るい可能性があると思いますので、私的には、もちろん地域住民の了承も大事ですけど、そこに一歩踏み入れてこういう明るい未来のための利用ということで町が積極的に進めるのも一つの手じゃないかと思っておりますし、慎重になりすぎるとタイミングを逃すんじゃないかという午前中の金町長の答弁にもありましたけど、そこを私も同感、思いますので、地域としての働きかけ、関わりというのは町としてはやっていく予定はありますか。どうですか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の再質問にお答えします。議員おっしゃっているとおり、私も先ほど難波議員からの質問の中で答弁させていただきましたが、やはりいろんな計画が持ち上がっていると。それをきちっと計画を進めて、やれる方向に導いていくということがまず、先ほど議員がおっしゃった不安を取り除いたり、相手を知るような中でこれは重要だと。そこで、町として、本当にこのやる計画が信用性があって、できるのかということを判断するためには、やはり相当、町としても相手を知りながらどういう計画で条件がどうだと伺った中で進めていかなければならないと思っています。

議員おっしゃったとおり、地域としても先ほど言った英語力とかコミュニティとか、いろんなそういうものが地域にとってプラスであれば、私は、町と地域、議会がこういうかたちで進めていこうという分であれば進めていきたいという考え方なんです。

ただ、これまでいろんなかたちで計画がありましたけど、その分の中でなかなかそこに向かって、大きな計画があって、皆で頑張っていきましょうと進めてきた計画も頓挫して実際にはできていなかったという現状もあるんですね。その部分の中では、会社主導にあまりにも頼り切ってしまって、会社がポシャってしまったら

もうすぐ計画できない、町も期待をしたんだけどできない、やはりその計画が、その地域とか町の中にマッチしてるというか、大規模じゃなくても町の中で、こういう蘭越にあった、そういうような計画が、そういうところを私は業者の方含めて計画を検討して地域の方々と協議していくことが必要だなと思っております。

議員おっしゃっている、地域で協力して皆でやっていきましょうというのは非常に大切な事だと私は思っていますし、それになるような、業者の提案がなっていくように、町もいろんな部分で今、計画している所の実情というか概要ですね、きちっと調べながら地域そして議会にも相談しながら進めていきたい、私は慎重慎重という分ではなく、今の蘭越町に風が吹いてる部分の中で、少しでもプラスになるという分にはやっていきたい、けども焦って先にそればかりを信用してやることによってまた後戻りをするというかたちではなく、きちっとある程度みんなが進めながら、これだったらいけるという部分で進めたいと思いますので御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 町長のお考えはわかりました。一つだけ最後質問させてください。

御成小学校も名駒小学校も地域の避難所として、今のところたいして避難するようなこともないもんでありがたいんですけど、例えばそういう方向になった時に、貸すよということになった時に、その避難所をどうするのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の質問にお答えいたします。

安全安心な町づくり、地域にとって避難所は大切でございますので、避難所は確保しなければならないと思っております。これが民間の活力によって、同じくその場所でも活用していいというかたちであれば、地域の方々と協議しながら進めたいし、そうでなければ違う、近隣の近くにそういう場所がないかという部分も検討しなければなりません。が、地域としての条件としては、避難所として、あそこは重要な場所ですので、その辺のところは民間の方に貸すとしてもひとつの条件の中で検討してもらえるかという話は私は話していくべき

だと思っておりますので御理解を願います。

○議長（富樫順悦） 2項目の田村議員の質問はこれで終わります。
3項目めの質問に移ってください。 「田村議員」

○2番（田村陽子） はい、三つ目です。SNSを活用した情報発信についてお伺いいたします。

先日、首長自らSNSを駆使し、町の魅力や個人を発信し全国にファンを作っている比布町の視察に行っていました。

日々の細やかな情報発信で、災害時にはデマや憶測情報が出回る中、町長自らの信頼ある情報提供で力を発揮されたとのことでした。

蘭越町でも、ホームページから始まりまして、2018年9月13日からはフェイスブックでの広報活動を取り入れられて毎日、出来事を更新されております。1年が経ち、現在240名程度の方がページに反応しているとのことでした。

比布町など、積極的に取り入れている自治体と大きく違うのは、情報が一方通行だということです。SNSは本来、双方向のやり取りで、そこから直接つながっていなくても間接的に拡がる可能性があります。町のファン作りにはその交流が大切になります。

今後、更なるSNSの活用、勉強、町長自らのPR活動など方向性やお考えをお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の、SNSを活用した情報発信についての御質問にお答えします。

蘭越町公式フェイスブックでございますが、ホームページや広報紙のほか、町での出来事やイベント、また、緊急性の災害情報等、いち早く町内外を問わず情報発信することを目的に、昨年9月に開設し、運用しているところでございます。

公式フェイスブックは、イベントがあるときだけ非定期的に情報を発信するのではなく、蘭越町に関心を抱いてもらうことを重点に置き、毎日欠かさず継続し情報発信することで、閲覧者には、今日の出来事を観て読んでいただいております、昨年10月以降、毎日の情報を公開しております。

また、町のフェイスブックはあくまでも公式なものでありますの

で、個人的な発言や回想を含めず多くの人に情報発信することを心掛けており、当初は1日平均約200件であった閲覧件数も、現在では平均300件を超え、その日の記事によっては、2,000件から3,000件のアクセスがございます。

議員からの情報が一方通行との御質問についてですが、議員御指摘のとおり、フェイスブックをはじめとするSNSは、双方向で情報の共有ができ、そこから間接的に交流が広がる可能性があることは、私も認識しておりますが、その一方で、相手がその本人と特定できず、悪質な不正ログイン等のトラブルに巻き込まれる懸念もございます。

また、公開記事に寄せられたコメントにお答えし、対応したいところですが、SNSは即時性が重要であり、利用者のコメントに対し、担当者の個人的な主観をもって直ぐに対応することは難しいことから、現在は、閲覧者への公平性を保つため、情報発信のみとさせていただきます。

私、自らのSNSの活用についても、十分メリットがあることは理解いたしておりますが、これまで町長として、様々な場所へ足を運び、人と対話し、町のPR活動等に日々奔走している現状でございますが、今後、できる範囲でSNSを活用して、町の魅力を町内外に発信できればと考えており、現在、職員と打ち合わせを行っているところでございます。

なお、双方向での情報共有については、誹謗中傷、営利を目的としたものなど個人的なリスクがありますので、運用については、慎重に検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、公式フェイスブック開設1年を迎え、この1年間の実績を基に、今後の利用方法もさらにステップアップしたいという考えもあり、他町村の活用方法も参考にしながら、SNSの利活用を前向きに検討してまいりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） ありがとうございます。アクセス数がアップしてると、記事によっては。そうおっしゃっておられますし、私も拝見しているんですけど、アクセス数から、せっかく来て見てきてもらえてる方々から、次のステップ、蘭越町に来てもらえるためのつ

なびができていないんですよ。そのSNSの発信力、とってもとっても毎日更新されてて、それはすごいな、1年よくされてましたねと思いながら日々拝見するんですけど、それは次のステップに行くためにはやはり交流というかたちで蘭越のファンを作るということがとってもとっても大事になると思うんです。それが、発信力の弱い部分と時代の今の早い流れに対応しきれていないというのは、やはりこうちゃんと把握して、SNSの勉強する、発信の勉強するという方法、やはりそこは取り入れて頂きたいと思います。そこに関してはいかがですか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の質問にお答えします。町の情報を発信するという手段の中では、いろんな部分があると思います。議員おっしゃったとおり、SNSも一つの方法ですが、いろんな冊子を作りながら町のPRをする、そういうような方法もあると思います。

この今回の公式フェイスブック、昨年度からやってみてですね、担当職員は毎日のように町の行事をあげて出してるんですよ。

私も感心するくらい、一日とも欠かさないで、土日も行事をやったりとかそういう部分を出してくれてると。非常に職員は頑張ってくれているし、私も感謝をしているところなんです。

で、議員おっしゃってるとおり、その上を上をいろいろな部分を進めている部分はそれはわからないわけではないですが、限られた人数で対応する、仕事はそれだけではありませんので、できる少しの部分の中で、違うかたちでやれるという方法はそれは内部で検討したいと思いますが、そこだけに集中して次に、という分の中では今の広報公聴係で行っている部分では非常に限界という分もあるかな、で、今いろんな時代に則したSNSの方法もありますので、その辺のところは今日、御意見をいただきましたので、どのようなことができるのかということ含めて内部で検討してまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 職員さんの努力もとってもわかりますし、本当にありがたいなと思っております。大事なのは災害があった時で

すね、もちろんＳＮＳだけが全てではない比布町もおっしゃってましたし、比布町長もおっしゃってました、アナログなもの、紙とか黒板とかホワイトボードとか、やはり災害時には併用しながらいかなきゃならないということとはとっても大事だと学んできましたし、ただ、ＳＮＳで良い所は、見てない、直接やっていない人なんかでも、それを見た人たちが、離れた親御さんが、子供たちが連絡を、今どこどこで困ってるらしいよとか災害の情報を、町外の親族の方やお友達なんかにも知れるということですのでごく重宝されて、そこから情報がいろいろ回ってくるという流れもあるそうで、とってもこれからはそのところは無しには語れない自治体も、時代じゃないかなんかと思っております。いま、ラインというＳＮＳ、かなり高齢者の方なんかもされてると思いますし、そのライン登録アカウントを町がとって、それに登録してもらえば全部それで発信できるという方法もありますし、それも一つ提案させていただこうかなんかと思っておりました。

それからもう一つ提案は、ホームページの事です。ホームページのスマホ版というか、スマートフォン対応へのホームページへの対応へのホームページを作らないと、この先はなかなか蘭越町をすぐ検索していただくことにはつながらないんじゃないかと思しますので、そういうデザインなんかも実は蘭越町の町民にそういう事ができる人がいたり、いろいろ町民のできる人たちを、案を借りながらソフトな面は住民に助けてくださいとか投げかけてもいいんじゃないかという提案です。ここのところ最後お聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の再質問にお答えします。災害があった時ですね、私は住民の命というか、安心にさせる、組長がそういう部分の中で発信するというのは大事だと思っています。私は行政通信無線を使って、私が、安全だからとか逃げてくださいとかそういう事をすればいいんじゃないかと考えております。

それは何かというと、ＳＮＳも良い部分はありますが、それは限られた人なんです。高齢者の方もいるし、そういう分の中に全て災害なんかの時にどう対応するかということを、いち早くお知らせするかというのは、私はその分の中には行政通信システム、その分が有効であるかと思っております。ですから議会にも理解を得て、この庁舎の発電というものも３，６００万という金額も補正していた

だいて、そういう対応をしていきたいと。議員のおっしゃってる分はわからないわけではございません。いろんな町のPRをしていく部分の中では、ホームページ含めて大切な分というのがあります。で、町内にはそういう技術を持ってる方もいらっしゃるという分もありますので、まあ町から助けて下さいというのはなかなか言いづらい分もあるかもしれませんが、協力体制を取れるとかそういう部分が、町民の中でこういう事も町にお手伝いできますよとかそういう情報があれば、議員の方から含めて町の方にも提供していただきながら今後いろんな情報発信の方法について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって、田村議員の質問を終わります。
次に、5番向山議員、質問席へ着席願います。「5番、向山議員」

○5番（向山博） 私からは中小河川の維持管理について御質問させていただきます。近年は河川整備も進み、また大災害に結びつく豪雨もなく中流域での大雨による大きな災害は起こっておりません。

昨年7月、大雨で近くの川を地響きとともにゴロゴロと音を立て大きな石や草木が流れるのを見て、私が子供のころ体験した昭和36年の水害の光景を思い出し、ゾーッといたしました。

あの時は上流から流れてくる土砂や流木が橋梁箇所では河道断面を塞ぎ、そこから流れた水で農地が被災しました。

河道内に繁茂した樹木は根張りが浅く流出しやすいのが特徴と思われますが、最近は大雨による洪水が無い為、河道内で樹木が巨大化しております。

温暖化による影響かどうか定かではありませんが、最近では過去の記録を超えるような豪雨は当たり前で、蘭越町もそういう状況を覚悟しておかなければならないと思います。

そこで、町道に架かる橋梁上流の樹木の繁茂状況、支障物等の河道状況の確認と維持管理の現状についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の、中小河川の維持管理についての御質問にお答えします。

町が管理している普通河川については、１５３河川で総延長は５４９．６キロメートルとなっております。

最近の町における河川災害としては、昨年７月５日の台風７号から変わった温帯低気圧がもたらした雨の影響により増水し、川底の石や土砂が押し流され一か所に堆積したことが原因で、川水が道路に流出した箇所が一か所。川斜面の洗堀された場所が一か所。その他の河川は、水位の上昇はありましたが、橋の破損や道路の崩壊等の大きな災害には至らない状況でありました。

河川の状態確認は、すべての河川に管理用道路が整備されていないことから、ほとんどの河川が橋梁、または、併設されている道路がある場合、そこからの目視の確認を行っておりますが、確認しきれない場所での樹木の繁茂、または土砂が異常体積していることが予想され、出水時に洪水氾濫の原因にもなることから、上流部の確認も必要と考えているところでございます。

なお、河川数が多いことから、上流部の確認作業においては、航空写真を活用し土砂の堆積や樹木の繁茂が著しい箇所を特定し現地を確認する、または住民からの情報を基に現地や上流部の状況の把握に努めていきたいと考えております。

河川の維持管理については、計画的に実施しており、昨年度においては、河川改修の委託料と工事費を併せまして４，６１１万６，０００円、河床整備費として５９６万２，０００円を費やし整備を行っております。また、緊急就労対策により、河道内、矢筈の沢川の樹木伐採整備を行っております。

今年度は、河川改修の委託料と工事費を併せまして６，０３５万円、河床整備費で５００万円を予算計上し、実施予定であります。

近年、全国的に台風以外にも異常気象による、大雨で多大な被害をもたらしている地域が多くなっており、本町においても例外ではなく、いつ大雨による河川災害が起きるともわからないため、河川の状態の把握、維持管理は、計画的に行わなければならない問題と認識しておりますが、河川数が多く、河川延長も長いことから、今年、寄贈されたドローンも活用しながら状況確認を行ったうえで、緊急性を見極めながら計画的に整備等を行っていききたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○5番（向山博）　ありがとうございます。これ、水害なんで、極端な事言うと明日起きるかもしですよ。それで僕が心配なのは、河道もそうなんですけど、先ほど言いましたけど根入れが浅いために、石やなんか流れた時に洗堀されすぐ木が上がってくるんですよ。で、河川の余裕幅というのは多分60センチぐらいしかないと思うんですよ。流量計算して作ってるはずだと思うので、で、橋はまだいいんですけどボックスになると本当に狭いんで、木がひっかかってほとんど流れる断面がなくなる状況が想定されるんですよ。

　　去年の7月の大雨の時も私、家の横に川が二つあるので見てたんですけど、怖いぐらいの状況でした。あれ、あと2時間3時間続くとおそらくアウトかなってたくらいの雨だったので、吉国の丸田商店の所で集まって、どういう対応だったのかわかりませんが、本当に雨はいつ降るかわからないんで、先月の31日ですか、岩見沢で94.5ミリの大雨が降りましたが、今はあれぐらいの雨が当たり前で、皆さん被災されてから言う事がいつも同じで、想定を超える雨だったといつも言われるんですけど、いつなるとき蘭越町にも想定を超える雨が降らないとも限りませんので、これ町道にかかる橋、目視でもいいんですけど、例えば川の上流100メートル200メートルは緊急的にでも応急措置として木の伐採をして、断面を確保しておくという事をやっておかないと、これ大変な事になりますので、できる所からやっていただきたいんですけど、そのあたりをちょっと。

○議長（富樫順悦）　金町長。

○町長（金秀行）　向山議員の再質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、災害は本当にいつ起きるかわからないような状況でございます。

　　ゲリラ豪雨という部分の中で全国でも大きな被害が起きている状況でございます。町道の町河川においては、先ほど言ったとおり153河川ということで非常に本数が多い河川でございます。

　　このような中で議員おっしゃってる、非常にあの、木が生い茂っていて非常にそういう中から大雨によって流れてくる、河道を塞ぐという分がありますので、先ほど答弁で危険な所は冬期間失対事業も含めながら木の伐採とかそういうものは行っている状況にございます。今回質問が出された部分の中でも、内部の方で現状確認しな

がら危ない所があれば、そういう事業等も含めて行っていかなければならないということで、担当の方にも指示をいたしたところでございます。

今後において、議員からの御提案もでございますので、また皆さんから情報を収集しながら現場も確認して、緊急性があって危ないという所については対応しなかったらならないと考えておりますので、もう少しその辺のところを内部でもきちっと情報収集含めて検討していきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○５番（向山博） ありがとうございます。役場の職員や業者よりも、地域に住んでる方が一番危険な状況というのは把握してると思うんですよ。それでこれ、各地で町政懇談会がありますので、危険な箇所なんか聞き取りしてみてもいいかかと思います。それで防災に関してはとかく尻別川とか港地区の防災タワーなんかがありますんで、そういうのはとかく目がいきがちですが、蘭越町には上流の危険な箇所がたくさんあるということを入念に入れておいていただきたいと思いますので、もう一言何か。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の御質問に答弁させていただきます。議員の皆様にはいつも私、答弁させていただきますが、安心安全に生活をしていただくということが一番大切だと考えております。

そのような中でいかなる、先ほど議員からおっしゃったとおり、いつ災害が起こるかわからない、そういうような状況が、広大な面積を持つ蘭越町にはかなりの分があるということです。いろいろなところで町民の意見、情報収集含めながら、本当に危険だという分についてはそういう事業も実施しなければならないと考えております。そのような時は補正等含めてですね、議会の皆さんにもご理解いただきながら進めていきたいと考えております。よろしく願いいたしますして、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、向山議員の質問を終わります。
次に、赤石議員、質問席へ着席願います。 「７番、赤石議員」

○ 7 番（赤石勝子） 1 点、お伺いいたします。港地区高齢者センターの利用について伺います。港地区高齢者センターは、けっこう利用されているようですが、港町内の方も高齢化が進んでおります。建物もしっかりしておりますので、もっと利用しやすくするため、和室をフローリングにして椅子の使用にしてはと思いますが、町としても今後の利用方法があればお聞かせ下さい。

○ 議長（富樫順悦） 金町長。

○ 町長（金秀行） 赤石議員の、港地区高齢者センターの利用についての御質問にお答えいたします。

港地区高齢者センターは、昭和 59 年に、高齢者の自主的な活動の助長と、その福祉の増進を図ることを目的として整備され、長く地域の方に利用されてきております。

近年は、介護予防拠点センターの設置により利用実績も平成 30 年度で、利用回数 9 回、利用者数も延べ 83 人という状況で、年々減少傾向でございます。ただ、使い易いという声も反面、ございます。

議員御提案の、仮に使いやすく和室をフローリング等に改修しますと、金額として概算ですが、約 300 万円程度の費用が必要となります。町が保有しております他の施設の維持管理費用も増加しておりますので、できれば用途に合わせ、椅子等も揃っております介護予防拠点センターを、当面利用していただきたいと思います。

また、現在計画しております、津波避難タワーでは、避難所として一定の期間過ごせるスペースを設けることとしておりますので、災害時に、円滑に避難行動できるよう、日常から、高齢者の方にも活用していただきたいと思いますと考えております。

いずれにいたしましても、港地域においては、消防会館や旧港小学校の老朽化等の課題もありますので、高齢センターの利用方法も含め、地域と十分検討させていただきたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○ 議長（富樫順悦） 赤石議員。

○ 7 番（赤石勝子） 町のお考えも理解しましたけれど、港地区でも高齢化が進んで、一人所帯の方けっこうもあります。それで、改修すると言ったら 300 万ぐらいかかるということで、これから防災

タワーの事やら、いろいろお金もかかることだと思いますけど、やっぱり地区の人たちは一人所帯になってもこの町に、港にずっと住んでいたいという方たちがたくさんおります、そういう方たちにも、介護予防センターの利用もそうなんですけど、やっぱり規則というのが厳しいようで、気楽に集まると言ったらこのセンターに集まれるようなんですよね。

それで、椅子に座れたらという声も聞いておりますから、別にフローリングにしなくても、今ある和室の現状で絨毯敷いて、椅子や机やっても、港地区あの辺だったらそんなに、集まるといっても、けっこうたくさん集まる時とかは町の行事で介護センター使ってるんですけど、地域で少しの集まりだったらせいぜい20人かそこらぐらいだと思うのでね、絨毯を敷いて椅子にしてもらえるような、そういう考えはないか、もう一度お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の再質問にお答えします。高齢者センターですね、セラミックブロックということで、まだまだ非常に耐用年数もあると考えております。

そのような中で、今、答弁させていただきましたが、港地域の中では介護予防拠点センターが1番使われていると。ただこの高齢者センターですね、夜の会合とかそういう部分の中では気楽に集まれるという分もあって使われてるということのお話も聞いております。今、議員おっしゃったとおり、それをフローリングに改修するとなると300万かかるという分の中で、この人数も、ある程度限られてる人数の中で使いやすさという分を考えれば、拠点センターのあるテーブル、椅子とか、各地域にあるそういう分も含めながら、その事が可能であれば、当面はその分の中で対応できないかということも内部で検討したいと思っている次第でございます。いずれにしても、今ですね、消防会館が老朽化して、今後どういうふうにしていくかということも検討しなけれならぬ、で、そこを津波避難タワー、介護予防拠点センターがある、そして港小学校、これについても今、やはり地域で使われてる分がありますので、その辺の公共施設の分をきちっとですね、限られた部分でこういうかたちに使うという方向性を地域の皆さんと共に考えながら、進めていきたいと考えているところです。議員おっしゃった、もしその

ような椅子、テーブル、そのようなかたちの部分の中で対応が当面可能だということに関しては内部で検討しながら進めたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○7番（赤石勝子） ありがとうございます。全部新しくするとかというのではなくて、できる範囲で、和室に絨毯を敷いて椅子にしてもらえれば、それでも地域の方はゆっくりお話できて使えるということなんですね。

今あそこに、豆腐の機械とか、昔使った藁の機械とかね、そういうものは撤去して、いらないものは撤去して、あれなんですけど、当面の間はこうして和室があるんですから、建物もああしてがっちりしてきちっとしているの、あのままなんも利用しない、せっかくあるものを利用していけばいいので、そのようにして、そんなに何百万もお金かけなくても、地域の人たちは気軽に集まって会合をしたり、相談事をしたり集まりやすいということで、まあ楽な姿勢をして皆お話をして、地域の人が集える場所にしていってほしいと思うんですよね。そういうことでそのようなことを検討していただきたいと思います。もう一度。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします、主は、介護予防拠点センターがあるので、そこで会議とか、地域の方々のいろんな昼間の会合とか使われてると思います。

議員おっしゃっているとおり、夜間とか非常に使いやすさというのは、私も聞いたことがありますので、現状の中で少し手を加えることで、地域の方々が使いやすい、維持管理も含めてありますが、そういう部分の中で対応ができるというかたちであれば地域と打合せをしてですね、進めてまいりたいと考えております。

ただ、何ヶ所も、だんだん高齢化になって人口も少なくなって、その分の中で何ヶ所もそういうふうにあるというのは、やはり維持管理も含めて大変だと考えておりまして、それで先ほど言いました消防会館の点、今の小学校の環境もどうするか、そういうことも活用しながら何か、あそこの拠点となる所でできないかと考えております

ので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○7番（赤石勝子） ぜひ、無理のない、あれなんですけど、できる範囲で、町内の皆さんが集まって、色々安心して利用できるようなそういう方向で進めていって頂きたいとも思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（富樫順悦） 金町長

○町長（金秀行） 議員が、地域の方々のそういう切な思いの中で質問されてることだというのは十分理解をしておりますので、できる範囲の部分の中で、会館の使用を続けていければと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、赤石議員の質問を終わります。

○議長（富樫順悦） これにて一般質問を終了いたします。
ここで休憩いたします。再開は、15時25分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第5、議案第1号、蘭越町土地開発公社の解散についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。 「小林総務課長」

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町土地開発公社の解散について御説明いたします。

先般、議員協議会において御説明後の9月3日に、蘭越町土地開発公社理事会を開催し、出席理事全員により、公社の解散について同意を得ましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

2枚目をお開き願います。

解散の時期につきましては、北海道知事の認可があった日となります。解散の理由につきましては、数年にわたり土地の取得がなく、経営が形骸化しているため、公社存続に要する費用の節減や事務の合理化のため、解散するものです。

財産目録につきましては、次のページとなっております。

残余財産の処分方法につきましては、蘭越町に帰属させ、清算人は蘭越町土地開発公社理事長、金秀行であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号、蘭越町土地開発公社の解散についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第2号、蘭越町森林環境譲与税基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、国において森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及び促進に関する施策の財源に充てるため、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、森林環境譲与税が本年度から譲与されますが、この譲与税が地方公共団体において法律に定められた用途どおり執行するとともに、財源の管理のため、基金の設置が求められていることから、本条例を制定させていただくものです。

それでは、1ページをご覧くださいます。

第1条は、設置で、蘭越町における森林整備及びその促進に必要

な事業に要する経費の財源に充てるため、蘭越町森林環境譲与税基金を設置すると定めています。

第2条は、積立てで、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額と定めています。

第3条は、基金の使用で、第1号は第1条に規定する事業に要する経費に充てるため使用できると定めています。

第2号は、基金を使用する場合は、一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものと定めています。

第4条は、管理で、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めています。

第5条は、運用益金の処理で、基金の収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入すると定めています。

第6条は、繰り替え運用等について定めています。

第7条は、町長への委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が定めるものとします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。「6番、難波議員」

○6番（難波修二） はい、6番です。基金条例なんですけど、実際にこれがどういうふうに、どういう事業に取り組んでいくかというところについてちょっと教えていただきたいと思います。

後ほど補正予算に積立金1,200万、補正をしております。この環境税は、2024年に導入されるんですけど、それに先行するかたちで今年から国から譲与税として毎年、町に入ってくると。それが毎年1,200万ということなのかなと想像するんですけど、これを毎年積み立てていくだけではなくて、第1条にあるように、それぞれの市町村で必要な事業に取り組んでいくということになると思うんですけど、どのような事業を想定するのか、新聞報道等などでは、人材育成とか啓発とかPR、そういうことかなと思うんですけど、それにしては1,200万、相当なことなんだろうと。

一番最初にありますように、蘭越町における間伐や、間伐という事業をやっていくとすれば、これは莫大な事業規模となっていくだろうと。それは、官民問わずの森林全てをいう事になると、相当なん

だろうなと思うんですけど、そのやっていこうとしている事業、今、想定していることについて教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） 環境譲与税の事業の質問でございますが、事業につきましては御質問の中にもありましたとおり、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整備及びその他福祉に関する費用とされております。具体的には間伐もそうでありますけど、路網整備、作業道等ですね、森林整備に関する必要な意向調査、また公共建築物や木材利用も、事業の範囲に入っております。具体的に蘭越町で行う事業でありますけど、現時点でまだ未定でございますけど、新年度の予算編成に向けてこれから検討させていただきたいと考えております。また、今年度でございますけど、まだ予算には載せておりませんけどもし事業的に可能であれば森林所有者に対して意向調査等も検討していきたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

譲与税の額でございますが、本年度、道から示された試算で1,277万2,000円でございますが、これは令和元年度から3年度まで、4年度5年度につきましては引き上げられまして、1,916万円、これは市町村と都道府県の交付割合が市町村の方に大きくなるという事で増えるということになっております。

その後ですね、令和6年度から森林環境税になりまして、税が課税されまして町村に交付されますが、令和7年度からは2,714万4,000円、令和11年度からは3,512万8,000円、令和15年度以降は4,311万円、これは現時点での試算の数値となっておりますので申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） そういう具体的な額まで、将来にわたってあらかたの所まで決まっているということを初めて知りました。

それで、やっぱり森林の大事さをということで環境税ができていくということからいくと、すべての森林をどういうふうに国民全体

が守っていくかと、そういう事だと思うんですね。

それを町が譲与税を受けて、どういう事業をやっていくかということについては現段階ではまだ未定だということですが、やっぱり相当ボリュームのあるものをもっていくことになるんだろうなと。

やっぱり広域的な林道を広げていくとかですね、いろいろあるんだと思うんですけど、そういうあたりがわかったらまた具体的にお尋ねしたいと思うんですけど、やっぱりその啓発、PR活動だけでは多少の額だけで済むとは思いません。そうすると、具体的な事業転換していくとなると、いろいろなことが出てくるとおもいますよね。どこから着手したとか誰の分とか、民有林とか町有林とかそういうこともあると思うんですけど、そのあたりについては、明らかになっていく段階でいろいろ示していただければと思っています。

今回、条例ですので、基金条例ですので、具体的なことがわかったらそれはまた改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長

○農林水産課長（西河修久） 今後の事業等については、また改めて予算等を通じてお願いしたいと思いますが、先ほど事業内容申し上げましたが、様々な制約がございまして、なかなかすぐにいろんな事業できるというものではございませんけど、関係団体ともいろいろ相談しながら、今後、事業を展開していきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。 「9番、柳谷議員」

○9番（柳谷要） やっと環境譲与税が実現したというような思いでございます。これは、中小問わず森林事業者の懸案でございます。

森林環境交付税とか譲与税とかいろんな名前で行われておりまして、石田前々議長も全国展開の運動に参加したり、その報告があったり、議員連盟こしらえたりとそういう作業をしてたと。

そこで、質問なんですけど、ここがゆくゆくは年間4,000万から5,000万近い譲与税が出てくるということで、町が単独でお金をどう使うかという問題もさることながら、実は森林行政の中で徹底的な役割を果たすのは民有林を団体で束ねている森林組合の役割ですよ。大手の事業者はともかく、農家林を中心とする山林所

有者には、山の保全も含めて森林組合が担っている、そこで一つ伺いたいんですが、まあこれ構想だけで結構なんですけど、今、南後志広域で森林組合を運営しております。で、町村長同士の打合せは、それぞれ別々の条例をこしらえて、それぞれ好きな事やるということではなくて、一定事業は連携として森林組合のもとに実施してるという手法が私は一番いいのではないかというふうに思っております。

それから豊かな財源を、蘭越の山を守るためにどう使っていくかという、創意工夫ですね、補助の上乗せ、単純に考えればそれがあるわけなんですけど、そのほかにどう新しい事業展開を森林組合にお願いするかとか、いろんな、やっぱり使い方というのがあるんじゃないかと思います。その辺、夢って言ったら恐縮ですけど、構想がどの程度煮詰まっているのか、この条例をどう活かしていくかということをお答えいただきたければと思います。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） まずあの、広域での連携ということでございますが、今現在でもですね広域的な団体で各町村、また森林組合、また林業事業団体集まって団体設けておりまして、その中で様々な事業展開等行っておりまして、蘭越町は支部長行っておりまして、それらにつきましても現時点では広域的に取り組んでいるところでございます。また今後の事業は、各町村、今まだ悩んでいるところでありまして、これから頑張って検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問でございますが、森林環境譲与税という本当に森林事業者にとっては待ちに待ったということでございます。やはり日本の国土をこれから守っていくという部分の中で、森林の果たす役割が大切だということで、この制度ができあがったと。で、非常に、先行していろんな事業、事業という事で出てきているんですが、実際に蓋を開けると、先ほど課長が申したとおり、いろいろ制約があるんですね。補助事業の町村の単独でやる事業に充当したら、その事業によってはだめだとかいろんな部分があって、制度は創設できたんですがもう少し、いろいろきちっと

した事業を展開するためも含めて、今回基金を設けて、十分検討した部分の中で事業をを行いなさいという事でございます。

私も後志の造林協会の支部長という部分をしておりますので、その部分からいくと、造林協会の本部の方でも今回の環境譲与税の使い道というか、そういう部分の中では団体等含めて、森林組合も入ってますから、使い道についていろいろ指導を受けながら今後計画を立てていく、というかたちになっておりますので、今、議員がおっしゃった何か計画があればというのは、今の段階では、創設をしてこれからいろんな情報を入手しながらですね、事業推進に向けていくということで、それによっては広域的に事業を実施するということもありうると考えてますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号、蘭越町森林環境譲与税基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第3号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました議案第3号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。表紙をめくって、提案理由の箇所を御覧ください。

このたびの改正は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、旧氏による印鑑登録ができるようになるため、所要の改正を行うもの

であります。その背景としましては、今日の社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増える中で、様々な場面で旧姓を使いやすくするという観点から政令の改正が行われ、住民票や個人番号カード等への旧姓の記載を可能としたものであります。

それでは、参考資料①の新旧対照表を御覧ください。

下線部分が改正となります。第2条第1項第1号中「基づき」の次に「本町が備える」を加えます。

第10条第1項第6号中「氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加えます。

第11条第1号中「名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「その他の氏名」の次に「、旧氏」を加えるものです。

なお、附則により、この改正条例の施行日は、改正した政令の施行日と同日の令和元年11月5日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号、蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第8、議案第4号、蘭越町嘱託職員の任

用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也）　ただ今上程されました、議案第４号、蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、１０月からの北海道最低賃金の引き上げに伴い、その金額に満たない最低月額報酬の引き上げについて、所要の改正をするものです。それでは、参考資料②をご覧ください。改正箇所は、アンダーラインを引いております。

別表１、嘱託職員の月額報酬単価表中、２ページになります、職種区分が、フロント業務員（観光施設）の１４万３，０００円を１４万７，０００円に、調理員（観光施設以外）１４万５，０００円を１４万７，０００円に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和元年１０月１日から施行するものです。なお、この改正により月額報酬の引き上げ対象となる職員は、おりません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４号、蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦）　日程第９、議案第５号、蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第5号、蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この改正につきましても、10月からの北海道最低賃金の引き上げに伴い、その金額に満たない最低日額賃金の引き上げについて、所要の改正をするものです。

それでは、参考資料③をご覧ください。改正箇所は、アンダーラインを引いております。

別表1、臨時的任用職員の日額賃金単価表中、職種区分の専門職等、正看護師、准看護師の6,500円を6,700円に改め、2ページになります、その他職員等、調理員及び加工センター勤務の6,500円を6,700円に、廃棄物処分場勤務及びリンリン公園勤務6,600円を6,700円に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。なお、この改正により日額金額の引き上げの対象となる職員はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号、蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第6号、蘭越町一般職非常勤

職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第6号、蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この改正につきましても、10月からの北海道最低賃金の引き上げに伴い、その金額に満たない時間額賃金の引き上げについて、所要の改正をするものです。

それでは、参考資料④を御覧願います。改正箇所は、アンダーラインを引いております。

別表1、非常勤職員の時間額賃金単価表中、職種区分、専門職等、保育士、840円を870円に改め、介護士840円を870円に改め、次に、その他職員の電話交換手、調理員、学童保育所指導員、2ページになります、ニセコエリア情報センター、公務補、花一会勤務、直売所勤務、幽泉閣勤務、雪秩父勤務、加工センター勤務840円を、870円に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。なお、この改正により時間額賃金の引き上げ対象となる職員は、5名となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。「3番、永井議員」

○3番（永井浩） 今回の、例えば、4号5号6号と、4号5号が可決された、6号が審議中ではありますが、9月議会はですね、次の予算編成前の大事な議会ということで、一つお伺いいたします。というのも、この今二つ可決された条例と改正、今審議中の可決されようとしている議案、この条例は、おそらく来年はなくなるんじゃないかと思います。というのも、以前、同僚議員、難波議員が御質問した、会計年度任用職員ということに変わっていくと思います。これ、前回難波議員質問した時に、わかり次第説明いたしますという返事を頂いていたんですが、いまだにどういう職種になるのかとか説明頂いていないので、ちょっともうすでにアップされてましたのでそれを読んだんですね、まあ当然に分かっていることですが、フルタイム

勤務の職員と短時間勤務の職員に分かれるということになります。

ここで分かれるのは臨時職員のあり方と、嘱託職員と非常勤職員、この三つの職員がどのように分かれるかということになると思います。この分かれるにあたり、当然来年度の予算、きちっと組むと思うんですが、この分け方、不利になる職と、得する、得すると言ったら変な話かもしれませんが、ここで公平さが出てくるのかということが疑問になりましたので、この場この審議には関係ないかもしれませんが、予算編成前の大事な職員の任用、勤務等条件の条例の改正にあたり、質問させていただきます。

○議長（富樫順悦）　ちょっと休憩します。

○議長（富樫順悦）　再開します。小林総務課長・。

○総務課長（小林俊也）　会計年度任用職員の関係なんですけど、永井議員言われるとおり、来年からはフルタイムの会計年度任用職員と、パートタイムの会計年度任用職員ということになります。

今説明した、嘱託等の人たちのほとんどがその会計年度任用職員ということになるかと思います。分け方等なんですけど、今現在非常に、内部の方で整理をかけているという状況でございます、何をもってフルタイム、やっぱり7.75時間働く方がフルタイムが大前提になるんですけど、その業務内容につきましても、責任感等もふまえて分けるということになっております。

いずれにしても、今の賃金体系等からは、不利になるようなことは今の現状で働いてる方にはないように調整の方させていただいております。12月の定例議会にはなんとか条例改正等ふまえて出していきたいという考え方ではありますのと、あと近隣町村、こちらの方もいろいろ調査をかけているところなんですけど、各町村もいろいろ悩んでいるという状況でございます。一つのフルタイムというかたちですべての責任を全部預けた中でやりますと、一定の退職手当組合等の負担金も多く出てくるということもございまして、一定の仕事の業務内容ふまえて働き時間等も整理しながら今調整しているという事で御理解いただければと思います。以上です。

○3番（永井浩）　終わります。

○議長（富樫順悦） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号、蘭越町一般非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第7号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第7号工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

統合診療所建設地中熱設備工事につきましては、去る9月5日に指名競争入札に付した結果、有我・長澤特定建設工事共同企業体が落札し、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、統合診療所建設地中熱設備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札による契約であります。

契約金額は、消費税2,709万8,000円を含みまして、2億9,807万8,000円であります。

予定工期は令和3年1月20日に設定しております。

契約の相手方は有我・長澤特定建設工事共同企業体代表者 空知郡上富良野町中町3丁目2番1号 株式会社有我工業所代表取締役 有我充人氏であります。なお、入札においては、2つの特定建設工事共同企業体により執行しております。

工事の概要について、御説明申し上げます。

参考資料⑤を御覧願います。

地中熱設備工事は、地中に掘削した穴に熱交換器を挿入し地中からの採熱または放熱を利用し、室内の冷暖房及び駐車場の融雪を行うもので、敷地内にボアホールを52箇所掘削、熱交換器の設置、冷暖房用及び融雪用配管並びに機器や自動制御設備等の設置を行うものです。

参考資料の1ページから3ページは、ボアホールの位置、配管及び冷暖房器具の配置図で、青色で区分されているのが令和元年度に施工予定となっており、赤色で区分されている部分が令和2年度に施工予定となっております。

4ページ目の赤色斜線で区分されている部分はロードヒーティングにより融雪される範囲となります。

なお、統合診療所建設地中熱設備工事については、環境省による2019年二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付事業の採択を受け、進めておりますが、交付規定により交付決定前の着手においては補助対象外となることから、令和元年8月の交付決定通知後に入札事務を執り進めさせていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第8号、工事請負契約の締結

についての議決の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第8号工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきまして、御説明申し上げます。参考資料⑥も合わせて、御覧願います。

令和元年6月17日開催の第2回蘭越町議会定例会において、議決いただきました、御成橋 橋梁補修工事に係る「工事請負契約の締結について」の一部を変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容は、工事請負金額の締結についての表、契約金額の項中、「消費税1, 245万円を含む、1億3, 695万円」を「消費税1, 281万9, 000円を含む、1億4, 100万9, 000円」に改め、405万9, 000円増額するものでございます。

この工事請負金額の変更につきまして、御説明申し上げます。

御成橋橋梁補修工事においては、国土交通省道路局所管、大規模修繕・更新補助事業の認可を受け、平成29年度から5年の計画で橋梁長寿命化大規模修繕補助事業において実施しております。

令和元年度の工事請負契約の締結につきましては、6月17日に議決をいただき6月18日付けで契約、6月19日付けで着手をしておりますが、7月9日に北海道による交付金事業の検査が実施され、その際、当該工事が入札により執行残額が発生することにより、補助金の不用額も発生することを説明したところ、北海道の担当者から年度内の事業費調整は難しいことから次年度以降に予定している工事の前倒しが検討できないか、また、補助事業に関しては、事業促進を図る目的であることから、可能であれば設計変更を視野に入れ補助金の不用額を出さないよう、取り進めていただきたいとの申し入れがありました。

北海道の申し入れを受け、協議・検討した結果、参考資料の2ページ目の図面のうち、次年度に計画している、床版水抜き管設置ほか赤色で表記しております、施工をいたしたく、追加の工事をお願いするものでございます。

この追加工事によりまして、当初設計金額に対し消費税を含みまして、421万3, 000円増額となるものでございます

なお、当該工事は、設計金額に対しまして落札率96.6%、1億3,695万円で契約してございますので、変更後の契約金額は、設計変更後の額に96.6%を乗じた1億4,100万9,000円となりまして、405万9,000円を増額させていただきたく、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 2番田村です。当初の計画からこれだけの増額の変更ということは、これを変更しないと、安全な橋にならないということの追加工事ですよ。ちょっと理解に苦しむので、説明して下さい。もう一度お願いします。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 田村議員の御説明にお答えいたします。

工事においては、来年度、予定している工事を前倒しにして、補助金の不用額は出ないように前倒しして行う工事でございます。

なので、工事自体は最初から予定していた工事でございます。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） わかりました。

○議長（富樫順悦） ほかに。柳谷議員。

○9番（柳谷要） その前倒し部分は国費だけですか。町の上置き、道の上置き分も増額ってことになるかと思うんですけど、その辺のところ。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 工事費につきましては、予算でその中で収まってますので、起債というのもすべてそれで賄える工事となっ

ております。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○９番（柳谷要）ほかの財源に変化はないという解釈でいいですか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 当初の財源内訳に変更はなく、それに合わせたかたちの前倒しの額のことになりますので、お願いします。

○議長（富樫順悦） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１３、議案第９号、令和元年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第９号、令和元年度蘭越町一般会計補正予算第５号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は、６５億７２２万円で、歳入歳出それぞれ２億８，８８２万５，０００円を追加し、６７億９，６０４万５，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金

額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正ですが、第2表地方債補正によるものです。のちほど御説明いたします。それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。11ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額119万5,000円。13委託料119万5,000円。弁護士業務委託料で、先般議員協議会で御説明いたしました、処分取消請求に係る委託料です。

2目文書広報費、補正額789万8,000円。13委託料789万8,000円。開基120年にあたり、新蘭越町史の追補版の作成を委託するものです。

4目財産管理費、補正額1,528万8,000円。12役務費9万2,000円。樹木伐採手数料で、河の情報館付近にある樹木が倒木する恐れがあるため、伐採するものです。13委託料450万円。町有地確定測量委託料で、15町内、蘭越町525番地1、中学校グラウンドの道を挟んで向えになりますが、こちらの土地を購入させていただき、定住促進等、住宅の建設地として進めていきたいため、補正をお願いするものです。17公有財産購入費920万円。蘭越町525番地1、委託料に係る土地になりますが、面積7,605平方メートルを500万円で購入いたしたく、また、蘭越町41番地、町民センターそば、斎藤商店横の土地になりますが、中心市街地の活性化等に活用するため、面積360.21平方メートル420万円での購入をお願いするものです。18備品購入費149万6,000円。役場3階委員会室で使用しております椅子が、故障や汚れが酷いため新たに購入するものです。

5目企画費、補正額524万円。特定財源・地方債350万円は、仮称港地区津波避難タワー建設事業債、その他120万円は、地域情報通信基盤設備移設補償金です。11需要費25万円。まちづくり応援大使を委嘱するために消耗品5万円、及び、名刺の印刷費用20万円を追加するものです。12役務費140万4,000円。手数料で、12ページになります、地域情報通信基盤施設移設等手数料で、磯谷蘭越線の道路工事に伴う、IRUケーブルの移設手数料です。13委託料358万6,000円。仮称港地区津波避難タワー建設予定地の旧港小学校グラウンドの地質調査を委託するものです。

12目定住促進対策事業費、補正額400万円。19負担金補助

及び交付金４００万円。空き家改修事業補助金で、当初予算で３件分計上しておりましたが、７件の申請があり、４件分について追加するものです。

１３目施設管理費、補正額２６３万２，０００円。１１需要費２２０万円。修繕料で、清水地区集会所の屋根の劣化が酷く、地区からの要望もあり、トタン張替修理を行うものです。１７公有財産購入費４３万２，０００円。大谷なかよしこども館の畳が雨漏り等により、状態が悪いため、新畳を購入するものです。

１４目地方創生対策費、補正額１，８６０万６，０００円。特定財源、国道支出金１万９，０００円は、子供のための教育・保育給付国庫負担金、道負担金の減、子どものための教育・保育給付交付金、補足給付の増で、その他４万４，０００円は、子供子育て臨時交付金及び補足給付分等です。１９負担金補助及び交付金１，７６５万９，０００円。家庭的保育事業給付負担金８万９，０００円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる１名分の補正です。

次に民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金で、新規の申請が３棟１６戸分あり１，７５７万円追加するものです。

２３償還金利子及び割引料９４万７，０００円。子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金で、前年度の実績に基づく国及び道への返還金です。次のページになります。

１５目財政調整基金費補正額２億円。２５積立金２億円。公共施設整備基金積立金で、前年度繰越金、普通交付税、臨時財政対策債の確定により、２億円積立てするもので、これにより同基金の残高は、２２億２，０３３万円となります。

２款総務費　２項徴税費　２目賦課徴収費、補正額４０万１，０００円。２３償還金利子及び割引料４０万１，０００円。徴税過誤納金還付金及び還付加算金で、法人町民税の確定申告に伴う予定納税額、及び、個人町民税の所得更正に伴う還付金の増によるものです。

３款民生費　１項社会福祉費　１目社会福祉総務費、財源内訳の変更で、特定財源・国道支出金２１万７，０００円は、子ども・子育て支援事業補助金です。

６目自立支援給付・措置費、補正額５１万８，０００円。２３償還金利子及び割引料５１万８，０００円。障害者医療費負担金返還金２５万１，０００円。障害児入所給付費負担金返還金２６万７，０００円で、前年度実績に基づき、国及び道へ返還するものです。

１０目介護保険事業費、補正額１３２万６，０００円。特定財源の

その他 22万2,000円は、介護保険事務費負担金返還金です。

19負担金補助及び交付金 132万6,000円。後志広域連合負担金で、低所得者保険料軽減町村負担金等の増によるものです。

11目地域福祉基金費、補正額 50万円。特定財源のその他 50万円は、地域福祉基金指定寄付金です。25積立金 50万円。地域福祉基金積立金で、3件の寄付がありましたので、積立させていただくものです。14ページになります。

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額 1,206万5,000円。特定財源、国・道支出金 492万円は、子ども子育て支援事業補助金、子どものための教育・保育給付交付金及び補足給付分です。その他、207万3,000円は、子ども・子育て臨時交付金及び補足給付分です。

11需用費 23万1,000円。消耗品費 17万1,000円。

印刷製本費 6万円を追加するものです。12役務費 5万8,000円郵便料です。14使用料及び賃借料 3万円。複写機使用料です。

19負担金補助及び交付金 1,145万3,000円。子ども・子育て支援システム改修負担金 252万8,000円。当初見込んでいなかった0から1歳児の広域入所が発生したため、広域保育所入所負担金 496万5,000円追加するものです。また、無償化に伴う保護者負担分として、蘭越ひばり幼稚園施設利用料等給付費 396万円を補正するものです。

23償還金利子及び割引料 29万3,000円。児童手当負担金返還金 3万3,000円。子ども・子育て支援事業交付金返還金 26万円で、前年度実績に基づく国及び道への返還金となります。

次のページになります。

3目蘭越保育所費、幼児教育・保育の無償化に係る経費は、全額交付金措置とされるための財源内訳の変更で、特定財源、国道支出金 268万9,000円は、こどものための教育、保育給付交付金等です。その他、271万5,000円の減は、子ども子育て臨時交付金や、副食費負担金の増、及び、保護者負担金の減額等です。

4目昆布保育所費、補正額 37万円。特定財源、その他 12万2,000円は、子ども子育て臨時交付金の増、及び保護者負担金の減額等です。11需用費 37万円。食糧費で、副食費の無償化分です。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額 47万5,000円。特定財源、国・道支出金 47万5,000円は、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金です。19負担金補助及び交付

金 47万5,000円。農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金で、事業を実施する2件分について補助金の割り当てがあり、補正するものです。

7目ほ場整備事業費、農家負担軽減対策に伴う受益者負担率変更による財源内訳の変更で、特定財源、地方債570万円は、大谷地区、豊国地区、目名一期地区、初田地区及び名駒地区道営農地整備事業債です。その他、640万4,000円の減は、大谷地区、昆布地区、豊国地区、目名一期、二期地区、初田地区、及び名駒地区道営農地整備事業分担金です。

6款農林水産業費 2項林業費 1目林業総務費、補正額1,277万2,000円。特定財源その他1,277万2,000円は、森林環境譲与税です。25積立金1,277万2,000円。森林環境譲与税基金積立金です。

7款商工費 1項商工費 2目商工振興費、補正額650万円。

特定財源、国・道支出金650万円は、プレミアム付商品券事業費補助金です。19負担金補助及び交付金650万円。消費税引き上げに伴い、低所得世帯等への影響の緩和を目的に、1人5,000円を上限にプレミアム付商品券の販売を行うものです。16ページになります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額24万8,000円。11需用費24万8,000円。燃料費、軽油で、林道、町道の補修作業が多く、追加をお願いするものです。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額203万円の減。特定財源、国・道支出金46万7,000円の減は、幼稚園就園奨励費補助金です。19負担金補助及び交付金203万円の減で、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園就園奨励費が廃止となるため補助金を減額するものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額27万円。

18備品購入費27万円。昆布小学校通級指導教室にストーブ1台を設置するものです。

10款教育費、4項社会教育費 2目町民センターらぶちゃんホール費、補正額41万8,000円。11需用費41万8,000円。修繕料で、水漏れ箇所特定のために一部撤去したエントランスホールの内壁を塗装修繕するものです。次のページになります。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額13万3,000円。19負担金補助及び交付金13万3,000

円。体育振興奨励事業補助金で、当初見込みより、全道大会等への出場が増加したため、追加をするものです。

続いて、歳入に戻ります。6ページを御覧願います。

2款地方譲与税、11款特例交付金は説明を省略します。

12款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税、補正額6,946万5,000円。1地方交付税6,946万5,000円、普通交付税の追加によるものです。

14款分担金及び負担金。8ページに飛びます。16款国庫支出金、17款道支出金、次のページになります、19款寄付金は説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額2億1,858万9,000円、前年度繰越金の追加です。

22款諸収入、23款町債 1項町債 1目総務債、4目農林水産事業債は説明を省略いたします。10ページになります、8目臨時財政対策債、補正額3,059万6,000円の減。1臨時財政対策債3,059万6,000円の減です。次に、3ページを御覧願います。第2表、地方債補正につきまして御説明いたします。

起債名は、公共事業等債ですが、補正前の限度額は400万円ですが、570万円を追加して、970万円とするものです。

次に、緊急防災・減災事業債ですが、補正前の限度額は3,700万円でしたが、350万円を追加し、4,050万円とするものです。また、臨時財政対策債ですが、補正前の限度額は1億2,600万円でしたが、3,059万円6千円を減額し、9,540万4,000円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。以上で、説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。「6番、難波議員」

○6番（難波修二） 1点お伺いしたいと思います。

10月からの保育費の無償化に伴う所要の予算措置があちこちにあります。非常に、当初予算でも関心がありましたので、これはどうなのかということで、少し調べてみました。それで少し長くなって恐縮なんですけど、歳入と歳出にまたがって、保育費の無償化に係

るところですね、ちょっと質問したいと思います。歳入6ページの2段目ですけど、新しい財源として、11款子ども子育て臨時交付金535万8,000円、それから7ページ、14款児童福祉負担金△583万4,000円。それから8ページにいて、16款国庫負担金△38万5,000円。その下の民生費国庫補助金842万2,000円。道負担金ですね。それと17款の道負担金、△の19万2,000円。これらが歳入の補正なんですけど、それが歳出のほうで、どこに充当されているかというところに関心があってずっと見ていました。それで、これらが歳出で12ページの、14目の地方創生対策費、この中の特定財源の1万9000円、国の支出金ですね、それから、その他特財の4万4,000円。それから13ページ、3款民生費の社会福祉総務費。この国道支出金21万7,000円。

14ページの児童福祉総務費の国道支出金492万円。それからその他の207万3,000円。そして最後、15ページの蘭越保育所費、昆布保育所費の268万9000円。それからその他特財の△271万5,000円。昆布保育所は特財で12万2,000円と、こういうかたちで歳入歳出の総額自体はもちろんあります。これを、非常に苦労して調べました。それで、この補正予算の措置自体はこれで済むんだと思うんですけど、私は、10月からの保育費の無償化がどのようになるかということ、この補正予算からそこを調べていくというのは無理だと思うんですけど、どういうふうに変わっていくかというところを調べてみたんですけど、事業はどう変わるかということはこの予算書の中からは見えてこないんですね。

1番関心があるのはこの無償化の事業によって、町の当初予算がこう変わりますよと。それからこの無償化によって、中身がどういうふうに変わっていくかということを実は1番知りたいわけです。

そこでお願いなんですけど、担当の方ではそういうものの整理をして、きっとそういう資料があるのではと希望的観測を含めてなんですけど、例えば前の当初予算の時に聞いたのは、蘭越保育所はこれは基本的には来年度以降は町村負担になるんですよということをお聞きしました。それを今年度に限り、臨時交付金というのはそういうことであてがうという今年度限りのものだと思うんですけど。

それから保護者負担金というものはなくなるわけです。それが、今年度は年度途中から変更ですけど、それがどういうふうになっていくかですね。そういうあたりの全体がわかるようなものの資料を、もし担当の方でお作りであれば、まあできれば今すぐというものは

難しいでしょうから、この定例会の会期中にでも、あるいは無理であればそのあとでもかまわないんですけど、無償化の政策がこういうふうになって、それによって町の対応もこういうふうになりますよということがわかるような資料を示していただけると、より我々の理解も深まると思いますので、ぜひそれを御検討いただけないかという、お願いの質問ですけど、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） お答えいたします。今、難波議員のほうから、いろいろとこういったものという提出依頼がございました。それらをコンパクトにまとめた資料は現時点ではありませんけど、いくつか資料を作っておりますので、それらを加工してできるだけわかりやすい資料を今会期中にお示ししたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 内部資料で差し障りあるということであればあれなんですけど、どの会議でも、保護者の皆さんが見ても示できるような、そういう資料はいずれ作ると思うんですけど、これから今回の補正予算で今年度の予算、こう変わると、来年度に向けてこうなっていくということを我々は知りたいとぜひ思いますので、そういう資料提供していただけるようでしたら、よろしく願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長

○住民福祉課長（北川淳一） お答えいたします。そのような内容の資料の作成、配布について務めていきたいと思っております。

この機会ですので、簡単に無償化の概要について申し上げたいと思います。無償化の対象につきましては、3歳児から5歳児までの子ども、これはすべてであります。また、0歳時から2歳児までにつきましては、住民税非課税世帯の子どもに限って無償化の対象になるということでもありますので、保護者の保育料が全額無償化の対象になるというわけではないということはまず御理解いただきたいと

思います。

今回の補正の内容につきましては、10月1日以降の下半期の分ということでもありますから、これは例年ベースでいけば半分の額ということになります。ですから、来年度につきましては無償化の枠が今回の補正のおよそ倍になるということでもあります。それと財源的な部分を一つ申し上げますと、先ほど難波議員がおっしゃったようにですね、今年度に限って地方の負担分については臨時的に国の交付金があてられるということで、子ども子育て臨時交付金というかたちで今回措置されておりますけど、蘭越保育所につきましては、全額が市町村負担となっております。また、昆布保育所、さらには家庭的保育所、幼稚園につきましては、国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1というふうになっておりますので、来年度以降につきましては、町の負担分の10分の10あるいは4分の1につきましては、これは一般財源化されるということで、交付税措置になります。

従いまして、必要経費につきましては、基準財政需要額の方に全額算入されると。一方、基準財政収入額の方については、消費税増額の全額が計上されて、その差額で交付される、そのような財源措置になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「9番、柳谷議員」

○9番（柳谷要） 2点ほど伺います。まず12ページ。1番上段の説明書きですが、IRUの基盤というのは、町の財産ではないでしょうか。これ、情報通信網のケーブルの事か、埋設ケーブルはないと思うんですが仮設ケーブルの事だと思うんですが、その辺のところ、まず質問したいと思います。

それからもう1点なんですが、弁護士費用について伺います。

あまりにも高額でびっくりしたんですけど、定則金額が分かれば教えていただきたいと思います。15%類推すると1,800万の事案であると思うんですが、それにしても高いなと思っております。どんな交渉の経緯だったんでしょうか。2点について伺います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課参事。

○総務課参事（渡辺貢） はい、１点目の１２ページの、地域情報通信基盤の移設の関係についてお答えいたします。これは、磯谷蘭越線の道道の共栄に位置する所で、番地は５１番地の１と６２番地の１、この区間にあたる、ちょっとこう曲がってる位置がですね、道路改修に伴って電柱供架してる本町の光ケーブル、これが移設が必要になるために、その費用、移設するための費用でございます。道の道路でございますので、その分については歳入の方で補助金で、道の補償金として１２０万いただいておりますので、御理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長

○総務課長（小林俊也） ２点目の弁護士委託料の関係なんですけど、とりあえず着手金として１１９万４，０００円の請求ということなんですけど、訴えられてる内容としましては、経済的利益の算定不能、いわゆる取り消し請求というものがございまして、そちらの方の請求部分と、あと金銭的な経済的利益の請求、これもございます。これが２本ありまして、これを札幌弁護士の報酬会報酬規程これによってやっております。

経済的利益の算定不能な部分、これは一応８００万円程度という額で設定されているようです。で、実質的利益の請求ということで、１，９９０万円ほどございますので、いずれにしてもその規程の額の中でも今回の訴えはちょっと荒いということもございまして、一番下の金額を使っていただいて、それでもこの額になってしまうということで、御理解のほういただければと思います。以上です。

○９番（柳谷要） はい。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○９番（柳谷要） 先の質問なんですけど、そうすれば、歳入の１７目、道支出金の中に入ってるということになるんですか。道の補償工事を歳出で見えています、ということですね。原因者負担の原則から言って、理解できなかったものですから、それであれしました。

それから、どうでしょう、この弁護士費用についてなんですけど、提訴の対価が１，９００万ということなんですけど、そんなに稼ぐような

農家だったかなと。まあ、何年かにわたってあれしてたんですけど、すべての積算するとそういう結果になっていくという事でやむをえないのかなという気がするんですが、その辺のところ、町長どういうふうに判断したんですか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 弁護士費用については総務課長がいま申し上げたところですが、これを裁判所が受理したということでございますので、その金額に基づいて、町の方では戦わなければならないということなんです。議員おっしゃるとおり、これを高いという分もあるかもしれない、私もこれを聞いた時に、かなりの金額だなということだったんですが、裁判所が受理して、それに勝つための費用というのは算定した部分の中で、弁護士費用としてはこれだけかかるということでしたので、この辺は専門家、町の方で対応できるという部分ではなかったものですから、議会の理解もいただきながらこの金額で戦ってなんとか収めたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 依頼した法律事務所では成功報酬については言及なかったんですか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） あくまでも、今の額は着手金でして、この後、裁判等になるんですけど、その裁判の延びる延びない、それも関係してくると思います。その中で最終的に成功報酬もいくらか出てくると思いますけど、いずれにしても、これは着手金ということでお願いする分でございます。これからのあり方で変わってくるということで理解していただければと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） まあ、私の常識ではそれにしても高いと。町長に

プレッシャーかけるわけではありませんけど、どうしても高いという印象を拭えないわけでありまして、その辺のところ、よしなに交渉いただきたいというふうに思っております。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今回お願いしている弁護士については、北海道町村会の顧問弁護士の佐々木法律事務所のほうにこの分をお願いしているという分でございます。これについても、北海道町村会を通した部分の中で、町もいろんな案件が出てきた時には相談して行っているという分もありますので、私どもとしては、今の佐々木弁護士のほうに依頼した分の中で行いたいというふうに考えてるところでございますので、これから協議をした部分で、限られた財源の部分ですが、その辺のことも十分、佐々木弁護士と相談しながら進めていきたいと考えてるところでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

○９番（柳谷要） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９号、令和元年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１４、令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝）　ただいま上程されました、議案第１０号、令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第１号について御説明いたします。

この会計の、現在の歳入歳出予算の総額は４，８８８万円ございまして、この総額に、７６万８，０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ４，９６４万８，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。６ページを御覧ください。

２款事業費　１項事業費　１目売店事業費、補正額７６万８，０００円。１２役務費７６万８，０００円。郵便料７６万８，０００円の追加は、４月にゆうパックの取り扱い手数料が値上げなったこと、また当初見込んでいた以上の取り扱い実績があったことにより、予算に不足が生じるため、追加するものです。

５ページを御覧ください。歳入について御説明いたします。

１款使用料及び手数料　２項手数料　１目手数料、補正額７６万８，０００円。１節売店売上７６万８，０００円は、歳出でゆうパックにかかる郵便料を追加しましたのでその売上げにかかるものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１０号、令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 15、議案第 11 号、令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、案第 11 号令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算、第 2 号につきまして、御明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は、1 億 7,538 万 3,000 円で、この総額に 496 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,035 万 2,000 円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものです。

地方債の変更につきましては、第 2 表地方債補正によるものです。後ほど、御説明申し上げます。それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7 ページをご覧くださいます。

1 款事業費 1 項水道事業費 1 目水道総務費、補正額 137 万円。27 公課費 137 万円。消費税です。

蘭越町簡易水道事業における消費税の確定申告あたり、算定を行ったところ、水道使用料にかかる消費税額に対し、工事請負費などの仕入れ控除税額が下回ったことにより、消費税を納付することとなりましたので、補正をお願いするものです。

2 目水道維持費、補正額 359 万 9,000 円。特定財源の地方債 460 万円につきましては、目名地区簡易水道整備事業債です。

15 工事請負費 359 万 9,000 円の追加。渡辺橋水管橋工事 467 万 5,000 円。

工事の内容については、目名地区共有地の普通河川湯出の沢川において、水道管が埋設されている伏せ越し部分で漏水が発生し、応急修理を行っておりますが、現状の伏せ越し工法による復旧をした際、今後、漏水事故等が発生した場合、水道水か川水か判断ができなく、発見が遅れるなど、維持管理に支障をきたすことから、水管橋による施工を実施いたしたく補正をお願いするものです。

給水メーター更新工事 107 万 6,000 円の減、入札執行残によるものです。次に歳入につきまして、御説明申し上げます。6 ペー

シを御覧願います。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 36 万 9,000 円の追加。前年度繰越金 36 万 9,000 円を追加し、歳出充当するものです。

6 款町債につきましては、歳出の特定財源の中で説明いたしましたので、説明を省略いたします。

次に第 2 表地方債補正について、御説明いたします。3 ページを御覧願います。

過疎対策事業債の限度額 790 万円を 1,020 万円に変更、また簡易水道事業債の限度額 790 万円を 1,020 万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前のおり変更ありません。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 11 号、令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 審議の途中でありますが、議事の進行上、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、日程第 19、意見書案第 1 号の審議終了まで、会議時間を延長したいと思います。お諮りいたします。

会議時間を、日程第 19、意見書案第 1 号の審議終了まで延長することに御意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会議時間を日程第19、意見書案第1号の審議終了まで延長することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第16、議案第12号、令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第12号、令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

この会計の、現在の歳入歳出予算の総額は2億9,653万円でございまして、この総額に、47万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億9,700万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額47万8,000円。12役務費40万3,000円。手数料で、クレジットカード決済導入にかかる手数料として40万3,000円計上するものです。

18備品購入費7万5,000円。消費税改定に伴う軽減税率の導入で税率ごとの金額を表示した領収書の発行に対応するため、新規にレジスター2台を購入するものです。

5ページを御覧ください。歳入について御説明いたします。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額47万8,000円。1節繰越金47万8,000円前年度繰越金です。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第１２号、令和元年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１７、認定第１号から認定第１１号まで、平成３０年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。代表監査委員から、決算審査の報告を求めます。 「坪田代表監査委員」

○代表監査委員（坪田和昭） ただ今、議長より報告を求められました決算審査意見につきまして、御報告をさせていただきます。

地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、町長から提出された平成３０年度蘭越町一般会計、各特別会計決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、令和元年８月１９日から９月５日までの実質６日間、柳谷監査委員とともに審査をさせていただきました。

審査にあたっては、決算書に基づき関係諸帳及び証拠書類などにより照査、検討を行い審査をいたしました。

その結果、決算は計数的に正確であり、内容などについても適正であると認められます。

なお、内閣府による最新の月例経済報告によりますと、景気は輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとの状況にあります。本町を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いていることから、住民福祉の向上と健全な財政運営に一層努力されることを御期待申し上げます。

終わりになりますが、決算にあたりまして、関係書類の整備が適切になされていたことについて、各関係職員のご努力に敬意を表します。以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（富樫順悦） これをもって代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の正副委員長の選出は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。暫時休憩をいたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 選考委員長から選考結果の報告をお願いします。
7番、赤石議員。

○7番（赤石勝子） それでは、報告いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告いたします。委員長は、5番向山議員、副委員長は8番中島議員を選考いたしましたので、報告いたします。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長には5番向山議員、副委員長に

は 8 番中島議員と決定いたしました。

なお、決算特別委員会の日程につきましては、18日の午前10時から開催いたしますので、お知らせをいたします。

○議長（富樫順悦） 日程第19、陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出についての陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第19、意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 「3番、永井議員」

○3番（永井浩） ただいま上程されました、意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を御説明申し上げます。

本道の森林は、全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等などの多面機能の発揮が期待されており、機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していく事は、山村地域を中心とする雇用・所得拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。このような中、道では、森林の公的機能の維持・増進と森林資源の環境利用の実現に向けて、森林整備事業及び資産事業や植林、間伐や産地災害の防止、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した、地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の環境利用により、林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く要望する。

森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と、山村における雇用安定化を図るため、森林事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

二つ、森林事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

三つ、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分にふまえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの立体的な取組み、森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出する。

以上で説明を終わります。

御審議のうえ、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、提案者の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。ご苦労様でした。

午後 5 時 1 2 分 閉会